

第4次南アルプス市障害者計画
～自立と共生社会の実現～
2020～2024

令和2年3月
南アルプス市

はじめに

このたび、本市の今後5か年の障害者施策の指針となる、新しい第4次南アルプス市障害者計画を策定いたしました。

国連障害者の権利条約の批准から6年。障害は個人の要因ではなく、社会の環境との相互作用によるという「社会モデル」の考え方は、わが国の様々な法制度に反映されてきました。一方で、まだまだ障害を理由とする様々な不自由や差別が完全になくなったとはいえない社会の現状もあります。

障害のある人の問題は、障害のあるなしに関わらず、すべての人の暮らしの安心に関わる問題です。少子高齢化・人口減少が進む昨今、本市も65歳以上の高齢者が4人に1人となっています。健康や仕事、人間関係など様々な面で、何らかの不自由や困難を抱えることが、誰でも決して他人事ではない時代であります。

市ではこのほど、市役所新館の増築とその周辺整備が完了しました。障害のあるなしに関わらず、すべての人にやさしいバリアフリー環境の一環として前進を図りました。今後はさらに、建物や道路などのいわゆる箱モノだけではなく、そこに暮らす人の心と心が通いあう真のバリアフリーを実現していきたいと考えております。

さて、「Nothing About Us Without Us」(私たち抜きに私たちのことを決めないで)という障害者運動の有名なスローガンがあります。当事者の皆さんが、実際に感じておられる不安や課題、さらには夢や希望といった声があつてこそ、初めて心の通ったまちづくりができると思います。この計画の策定に際しても、自立支援協議会における全7回の障害者計画部会をはじめ、アンケート調査及びパブリックコメントを通じて、皆様から、多くのご意見、ご提言をいただきました。ご協力に心から感謝申し上げますとともに、引き続き、この計画の基本理念であります「自立と共生社会の実現」に向けた、今後のまちづくりを見守り支えていただきますようお願い申し上げます。

南アルプス市長 金丸 一元

南アルプス市民憲章

緑かがやく自然を守り
なかよく美しい心を結び合い
未来にひらく豊かなまちをつくることを
アルプスの山々に誓います

<憲章の説明>

- 1 「みなみアルプス」を行の先頭に来るように配置した。
- 2 あらゆる世代に覚えやすいよう、なるべく短く、簡潔な言葉とした。
- 3 市民アンケートの言葉から、「緑」、「かがやき」、「自然」、「なかよし」、「美しい」、「心」、「未来」、「豊か」、「アルプス」、「山」を使用した。
- 4 市民憲章が訴える要素として、自然保護、市民のふれあい、豊かな地域(経済的、精神的、文化的などあらゆる面での3つをあげ、崇高なアルプスの山々に約束する形で南アルプス市の特徴を出した。

(平成16年10月15日公告第58号)

目次

第1章	障害者計画とは	
1	障害者計画とは	1
2	障害者を取りまく社会の動き	2
3	計画の位置づけと策定経過	3
第2章	南アルプス市の状況	
1	市内の障害のある人の状況	5
2	市の障害者施策の状況	7
第3章	目指す姿と取り組み	
1	基本理念と重点目標	9
2	具体的な取り組み	
	(1) ライフステージを通じた途切れのない支援の推進	
	① 相談支援体制の充実	10
	② サービスの確保と質の向上	14
	(2) 障害のある人とともに暮らす地域社会の環境づくり	
	① とともに生きる地域づくり	17
	② バリアフリーのまちづくり	19
	(3) 障害のある人の活躍を広げるまちづくり	
	① 障害のある人が働けるまちづくり	21
	② 誰もが自分を発揮できるまちづくり	23
第4章	計画のすすめかた	
1	計画の推進体制	24
2	計画の評価と指標	25
3	実施事業一覧	26
資料編	1 主な用語の解説	27
	2 障害者計画部会ダイジェスト	29
	3 アンケート調査の結果	36
	4 南アルプス市障害者施策推進協議会名簿	54

本文中「*」印のある用語の説明を、資料編の「主な用語の解説」に掲載しています。

第1章 南アルプス市障害者計画の概要

1 障害者計画とは

障害者計画は、市における障害のある人のための施策の基本となる計画です。

障害のある人のための施策とは、手帳や医療、在宅や施設における福祉サービスなどに限らず、教育や就労、災害時の安全・安心、バリアフリー*な生活環境など、幅広い分野を含みます。

私たちが日々起きて、仕事や学校や家庭など一人ひとりの役割をつとめ、人と関わりながら、年齢とともに成長したり変化したりして過ごす「当たり前の暮らし」には、様々なことが関係しています。

障害があるために、障害のある人だけが「当たり前の暮らし」から遠ざかるような地域は、ひとたび何かがあると誰もが不自由や不利益を強いられる、不安で窮屈な地域になってしまいます。逆に、障害があっても充実した暮らしを送ることができる地域は、障害のあるなしにかかわらず誰もが安心して暮らせる地域です。

私たちの南アルプス市は、そんな一人ひとりがどのような状況に直面しても、すべての人が市民として尊重され、多様な個性を認めあい、お互いの強みを活かして活躍できる、心豊かな地域社会となっていかなければなりません。

南アルプス市は、平成26年に登録されたユネスコエコパーク（生物圏保存地域）の理念のもと、自然と人間社会の共生による持続可能な発展を目指しています。このまちに生まれるすべての人が、その人らしく「当たり前の暮らし」を送る基礎として、「障害」を障害者だけのものとせず、市民全体の幸福に関わることとして考えることが大切です。

この第4次南アルプス市障害者計画は、そんな「わがまち南アルプス市」に向けて、基本理念「自立と共生社会の実現」のもと、これまでの取り組みからさらにその先へ、市民と行政、あらゆる関係者が行動していくための指針となるものです。

2 障害者を取りまく社会の動き

わが国は、平成26年1月に「国連障害者の権利条約」を批准しました。「障害による生活のしづらさは、障害者本人だけでなく、社会や環境に原因がある」という“社会モデル”の考え方を、あらゆる障害者施策の基本とし、障害者基本法や障害者総合支援法の改正、障害者差別解消法*の成立など、関連法が整備されました。

個人が障害を乗り越えて自立するよう求めるのではなく、社会の中にあるバリアを減らし、女性も男性も、お年寄りも若者も、障害や難病のある方も、家庭や職場、地域のあらゆる場で誰もが活躍できる「共生社会」を、国をあげて目指しています。

国の第4次障害者基本計画（平成30年度～令和4年度）では、基本理念として「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」することを掲げています。

一方で、平成28年7月、神奈川県にある重度障害者の入所施設、津久井やまゆり園で起きた殺傷事件では、犯人の「障害者には生きる価値がない」等の発言が、社会に大きな衝撃を与えました。複数の障害者団体で構成する日本障害者フォーラム（JDF）は、障害者権利条約に関する報告書（パラレルレポート）の中で、事件について「社会のあり方を問い直し、障害のある人を含むすべての人の人権と尊厳を尊重する共生社会を実現する必要がある」と訴え、今なお消えない差別や偏見に対して警鐘を鳴らしています。

こうした中、令和2年（2020年）には、56年ぶりの開催となる東京オリンピック・パラリンピックが行われます。パラリンピックは、障害のあるアスリート達が創意工夫を凝らして限界に挑む大会であり、多様性を認め、誰もが個性や能力を発揮し活躍できる公正な機会が与えられる場です。各国から多くの選手や競技関係者や観光客が訪れ、共生社会の実現に向けて、社会のあり方を大きく変える絶好の機会となります。わが国の取り組みを世界に示し、世界の見本となれるかが問われます。

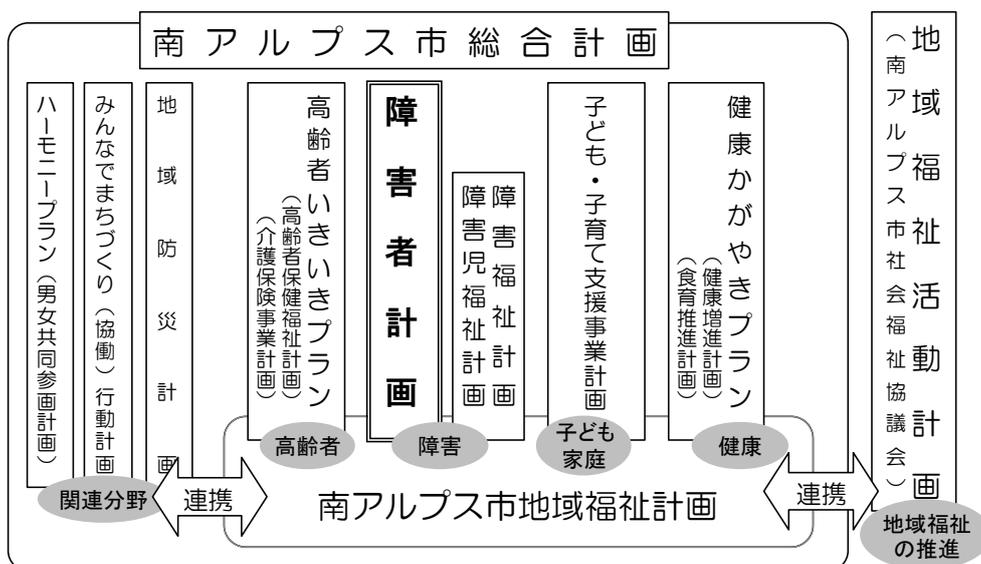
オリンピック・パラリンピックの5年後、わが国はいわゆる「2025年問題」に直面します。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、世界に類を見ないスピードで超高齢社会へ突入していきます。これまでほとんどの国が経験したことのない段階であり、医療や介護、年金などの社会保障のニーズがピークを迎えます。

またその先には、現役世代の人口減少がさらに進む2040年が控えます。各地で自治体が消滅するおそれがあるなど、社会・経済全体の存続に関わる大きな課題です。地域社会が支える側と受ける側にわかれるのではなく、誰もがより長く元気に活躍できるよう取り組むことが求められます。障害のある人たちの存在も、他の人たちと同じく社会の担い手として中心にあるような共生社会の実現が、ますます重要なものとなります。

3 計画の位置づけと策定経過

(1) 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画です。国の障害者基本計画（第4次）の方向性を踏まえています。市のまちづくり全体の基本方針である総合計画のもと、福祉分野の基本的な計画である地域福祉計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画等のほか、各部門の福祉計画との連携により策定及び推進するものです。



(2) 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年計画です。

計画 (年度)	~H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7~
総合計画						第2次	(後期基本計画)					
地域福祉計画			第3次				第4次					
各部門計画	高齢者いきいきプラン	高齢		第5期		第6期		第7期				
		介護		第6期		第7期		第8期				
	障害者計画		第3次				第4次					
	障害福祉計画		第4期		第5期		第6期					
	障害児福祉計画						第1期		第2期			
	子ども・子育て		第1次				第2次					
	健康かがやきプラン	健康		第2次				第3次				
食育			第1次				第2次					
地域自殺対策計画						第1期						
地域福祉活動計画 (社協)		第3次				第4次						

(3) 計画の策定経過

この計画の策定にあたっては、南アルプス市障害者自立支援協議会の専門部会として「障害者計画部会」が設けられ、市内在住の障害のある人たちとの座談会やアンケート調査などで出された意見を集約し、計画に反映しました。

計画策定の過程及び計画案については、各当事者団体や関係機関の代表者で構成される南アルプス市障害者施策推進協議会で協議のうえ了承されました。

また、市ホームページにおいて令和2年1月24日（金）から2月12日（水）までの20日間、市民意見の募集（パブリックコメント）を行いました。

◆協議会・部会等の活動経過

日付	内容	場所等
平成30年10月 1日	障害者施策推進協議会	健康福祉センター
平成31年 2月 1日 ～ 2月15日	アンケート調査	市内全域 成人・児童1, 200人
3月21日	第1回障害者計画部会	若草生涯学習センター
令和 元年 5月23日	第2回障害者計画部会	市役所新館
6月15日	第3回障害者計画部会	市役所新館
7月19日	第4回障害者計画部会	地域防災交流センター
8月21日	第5回障害者計画部会	若草生涯学習センター
9月30日	障害者施策推進協議会	市役所本館
10月19日	第6回障害者計画部会	市役所新館
12月24日	第7回障害者計画部会	市役所新館
令和 2年 1月20日	障害者施策推進協議会	市役所本館
1月24日 ～ 2月12日	市民意見募集 (パブリックコメント)	市内全域

第2章 南アルプス市の状況

1 市内の障害のある人の状況

(1) 南アルプス市の人口構造

平成31年4月1日現在、南アルプス市の人口は71,602人で、最近5年間では減少傾向です。また、世帯数は27,885世帯で、年々増加しています。核家族化や単身世帯の増加が進んでおり、高齢者のみの世帯も増えています。

◆南アルプス市の人口と世帯数（各年度4月1日時点）

	H27	H28	H29	H30	H31	増減 (H27～H31)
人口(人)	72,715	72,305	72,018	71,880	71,602	▲ 1.53%
世帯数(件)	26,821	27,079	27,335	27,608	27,885	+ 3.97%

(2) 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳をもつ人は、最近5年間で減少傾向となっています。そのうち約7割が65歳以上の人たちです。障害別では肢体不自由が最も多く、次いで内部障害、聴覚・平衡機能障害、視覚障害、音声・言語機能障害となります。

◆身体障害者福祉手帳の交付状況（等級別）（各年度4月1日時点）（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	H31	増減 (H27～H31)
1級	960	957	942	949	941	▲ 1.98%
2級	423	398	401	397	391	▲ 7.57%
3級	488	463	475	470	452	▲ 7.38%
4級	727	684	668	673	668	▲ 8.12%
5級	165	151	158	160	157	▲ 4.85%
6級	215	204	191	184	178	▲ 17.21%
合計	2,978	2,857	2,835	2,833	2,787	▲ 6.41%
18歳未満	72	75	72	72	66	▲ 8.33%
18～64歳	830	763	738	737	709	▲ 14.58%
65歳以上	2,076	2,019	2,025	2,024	2,012	▲ 3.08%

◆身体障害者福祉手帳の交付状況（障害区分別）（各年度4月1日時点）（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	H31	増減 (H27～H31)
視覚	161	158	154	150	143	▲ 11.18%
聴覚・平衡	293	272	271	268	258	▲ 11.95%
音声・言語	24	27	24	29	29	+ 20.83%
肢体	1,534	1,463	1,443	1,419	1,389	▲ 9.45%
内部	966	944	943	967	968	+ 0.21%
合計	2,978	2857	2,835	2,833	2,787	▲ 6.41%

（３）知的障害のある人の状況

療育手帳をもつ人は、年々増加しており、平成29年以降は500人を超えています。

◆療育手帳の交付状況（各年度4月1日時点）（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	H31	増減 (H27～H31)
A-1	48	49	53	57	58	+ 20.83%
A-2a	65	68	69	69	73	+ 12.31%
A-2b	114	126	124	129	128	+ 12.28%
A-3	5	6	6	5	5	± 0.00%
B-1	117	119	121	128	138	+ 17.95%
B-2	116	120	133	145	151	+ 30.17%
合計	465	488	506	533	553	+ 18.92%
18歳未満	152	99	106	119	127	▲ 16.45%
18歳以上	313	389	400	414	426	+ 36.10%

（４）精神障害のある人の状況

精神障害者手帳をもつ人は年々増加しています。他の手帳と比べても、伸び率が最も高くなっています。医療費負担を軽減するための自立支援医療（精神通院医療）についても、受給者数が増加し、平成28年以降は千人を超えています。

◆精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付状況

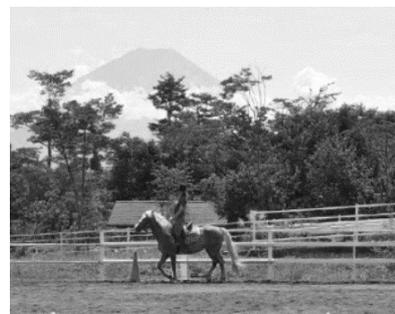
（各年度4月1日時点）（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	H31	増減 (H27～H31)
手帳	535	563	577	620	647	+ 20.93%
自立支援	965	1019	1036	1078	1120	+ 16.06%

2 市の障害者施策の状況

(1) 障害のある人を取りまく地域づくり

南アルプス市は、県立育精福祉センターや梨の実寮を含む「社会福祉村」が立地する、県下の障害者福祉の拠点的な地域の1つです。このため、古くから身体障害だけでなく知的障害や精神障害への住民の理解もあり、地域での障害者の受け入れやボランティア活動が盛んに行われてきました。全国的にも珍しいホースセラピー*を行う乗馬福祉公園も整備され、障害のある人が心豊かに暮らせる地域づくりを進めてきました。



乗馬福祉公園(塩前フレンドリーセンター)

市制施行から3年目の平成17年度には、県内市町村で初めて「災害時要援護者支援マニュアル」を策定し、災害時に自力での避難が難しい障害者や高齢者を、近隣住民で見守り支援する「あったかカード*」のしくみが始まりました。現在は、東日本大震災後に改正された災害対策基本法による「避難行動要支援者名簿」の取り組みとして、地域の民生委員や自治会の協力により定着してきています。

(2) 相談支援の充実・強化

障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）が施行された平成18年以降は、相談支援体制の整備として、手話通訳士や精神保健福祉士の配置、民間委託による障害者相談支援事業の拡充を図りました。また、平成21年度から地域自立支援協議会が本格的に活動し、地域課題の解決を目指す官民協働の取り組みが始まりました。



平成25年6月には、自立支援協議会の提言を踏まえ、基幹相談支援センターとして市内の障害者相談支援の中核となる「南アルプス市障害者相談支援センター」を設置しました。本人中心、中立・公正の支援を掲げて民間の相談支援専門員が配置され、前年に開設された市福祉総合相談課とともに、市における包括的な相談支援体制の一角を担っています。

発達障害などに関するライフステージを通じた一貫した支援（途切れのない支援）の取り組みは、平成22年度からの県のモデル事業を機に始まり、就学・進学時の支援の円滑な引継ぎや、保育所や学校での合理的配慮のため、各種研修等を行っています。また、中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級等に通う生徒のキャリア教育を行う「就労支援ワーク」も、県のモデル事業から引き続き、地元企業等の協力のもと継続して実施しています。

(3) 近年の動きと課題

平成30年11月、市役所の増築による新館が完成し、窓口や周辺のバリアフリー化、トイレや駐車場の改修、エレベーターの増設等が行われました。同時期までに、市の公共施設の再配置に伴う各窓口サービスセンターや図書館等の改修、小・中学校のエレベーター設置なども進みました。平成27年10月には、コミュニティバスに車いす対応の車両の運行が始まりました。



駐車場やスロープが改修された市役所本館

平成27年度からの第3次障害者計画では、市総合計画と連動して3つの指標を掲げました。障害者相談支援事業については、いわゆる計画相談支援の浸透などにより相談件数自体の伸びは見られないものの、中核となる障害者相談支援センターについては設置から5年以上が経過し、あり方の検討を重ねています。市民の理解や一般就労の促進についても、5か年の進捗は十分とはいえず、地域の受け皿づくりが課題です。

◆第3次障害者計画の「まちづくり指標」とその進捗状況

指標	H27	H28	H29	H30	R1 目標
障害者相談支援事業の相談件数	2,378 件	2,624 件	2,746 件	2,448 件	3,000 件
「バリアフリーやユニバーサルデザインを知っている」と答えた市民の割合	57.0%	50.4%	57.0%	50.6%	70.0%
福祉サービス利用による企業などへの一般就労者数	8 人	10 人	10 人	10 人	22 人



地域移行部会による事例検討会の様子

一方で、自立支援協議会による長期入院者の実態把握と地域移行の支援の取り組みや、福祉サービス事業所の合同説明会の開催、街中などで当事者の方々が周囲の人に支援や配慮を求める際に提示する「ヘルプカード*」の配布、平成31年1月には障害者への職業紹介にも対応するハローワーク甲府の出張窓口「福祉しごとサポート」の開設といった新たな動きもあり、市民生活の安心とサービスの向上を図ってきました。

障害のある人の地域生活には、今なお不自由や不安があり、そのニーズは多様です。精神障害や発達障害によるサービス利用希望の増加、手帳取得やサービス利用の低年齢化が目立つ一方、医療的なケア*を必要とする人への支援体制の不足は今も続いています。ひきこもりやいわゆる「8050問題*」といった表面化しづらい課題をもつ世帯も少なく、高齢化するご本人や家族のための「親なきあと」を見すえた支援は、対応が急がれる課題です。また、通院・買い物などの外出やゴミ出しなどは、高齢化により障害者に限らない地域全体の課題となっています。障害者施策を起点に、誰もが住みやすい、安心して住み続けられるまちづくりに、より一層力を注いでいかなければなりません。

第3章 目指す姿と取り組み

1 基本理念と重点目標

(1) 基本理念

南アルプス市障害者計画は、「自立と共生社会の実現」を基本理念とします。

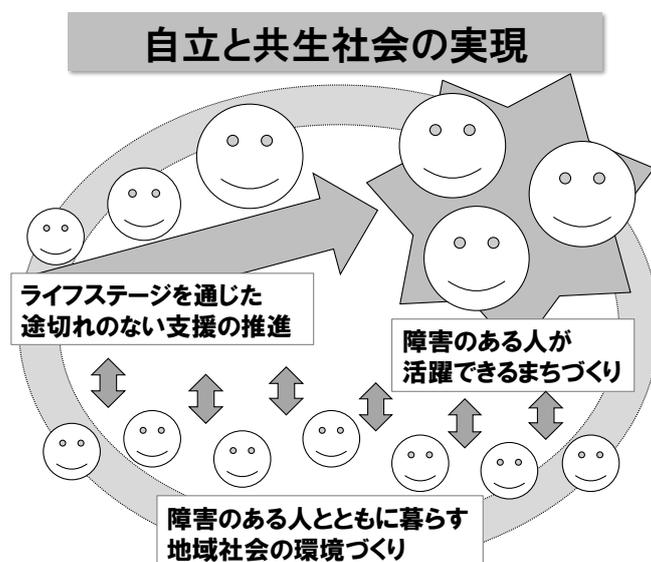
自立とは、誰かの助けを受けないことではなく、また、単に経済的な自立を指すものではありません。必要な支援のもと、人権や尊厳が尊重され、自分のより良い暮らしにその人自身が主体的に関われる基盤が保障されることが、何より大切です。

障害のある人もない人も、お互いのことを理解し、尊重しあって、自分らしく暮らすことができる地域を目指します。また、自らの選択や決定に基づいて、社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できる地域を目指します。

(2) 重点目標

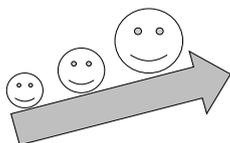
第3次障害者計画の基本目標を継承・発展し、①ライフステージを通じた途切れのない支援の推進、②障害のある人とともに暮らす地域社会の環境づくり、③障害のある人が活躍できるまちづくりの3つを重点目標とします。

障害のある人の福祉と健康を1人ひとりに応じてしっかりと支え(①)、障害のあるなしに関わらずともに生きる地域の環境をととのえ(②)、そのうえに誰もが自分らしく輝ける(③)ことを目指すものです。これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、より具体的な施策の進展を図ります。



2 具体的な取り組み

(1) ライフステージを通じた途切れのない支援の推進



1人の障害のある人が子どもから大人になるまでには、福祉サービスだけでなく、保健・教育・子育て・就労など多種の機関が、日々の支援に関わります。一生を通じて同じ機関、同じ支援者がずっと関わり続けることは、現実的に困難です。

だからこそ、乳幼児期・学齢期・成人期の各段階で、一人ひとりに応じた必要な支援が受けられ、その支援がつながって、切れ目なく円滑にライフステージを進んでいけることが重要です。人としての尊厳や誇りを獲得し、またそれらを失うことなく、充実した人生を送れる土台を、障害のあるすべての人に用意できなくてはなりません。

南アルプス市は、身近な市町村の責務として、一人ひとりにライフステージを通じた一貫した支援（途切れのない支援）を行う体制づくりをすすめます。

①相談支援体制の充実

(1) 中核を担う基幹相談支援センターの機能強化

南アルプス市障害者相談支援センターは、障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センターです。年齢や性別、手帳や診断のあるなしに関わらず、障害にまつわる生きづらさを抱える人への総合的な相談支援を行います。また、地域の障害者支援の中核として、困難事例などから見える地域の課題を自立支援協議会などで取り上げ、個別支援の土台となる地域づくりにつなげる機能を持ちます。

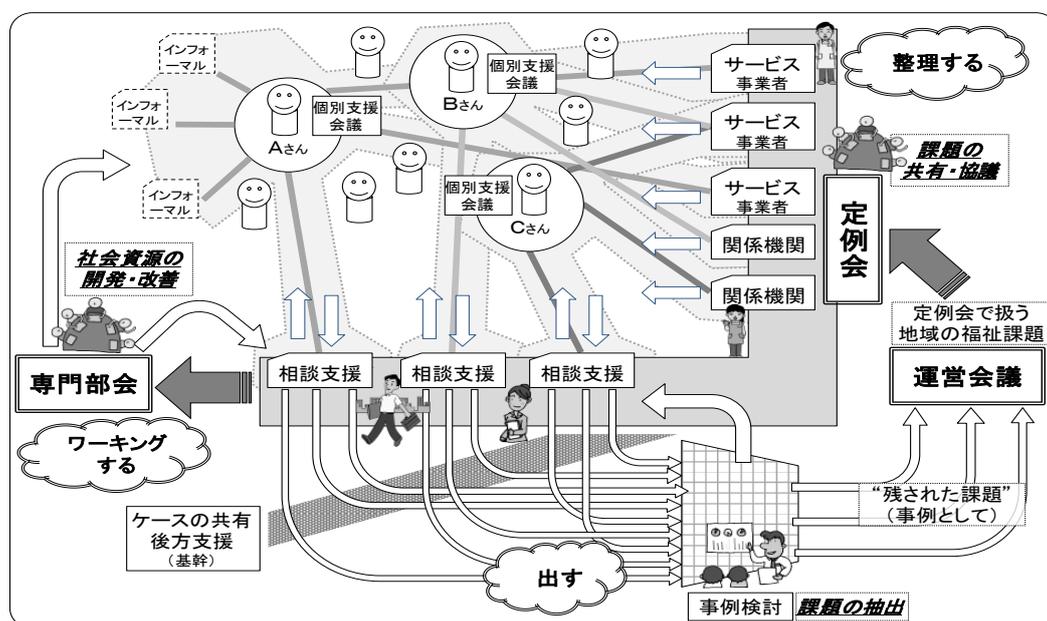
- ◎ 障害者の高齢化や重度化、サービス利用の低年齢化、医療的なケアを必要とする人への支援など、様々な課題に対応できるよう、委託先事業者との弛まぬ連携による体制の確保につとめます。
- ◎ 困ったときどこに相談したらよいかわからないという声や、表面化しづらく支援につながっていない事例もあることから、積極的な発信や多機関との連携による早期支援につとめます。
- ◎ センターの業務を評価・検証し、従事者が適切な指導・助言（スーパービジョン）を受け取る機会を確保するとともに、市全体の相談支援体制におけるセンターのあり方について継続的に検討していきます。

(2) 支援体制をみんなで考える自立支援協議会の充実

自立支援協議会は、福祉・保健・教育その他の障害者支援に関わる地域の様々な主体で構成し、関係機関の連絡調整や、地域の課題協議を行う会議です。委員による定例会を中心に、運営会議、専門部会などを置き、市と基幹相談支援センターが運営を担います。

一人ひとりの障害のある人への支援の中で、すぐに解決できない困難な課題があっても、あきらめずに幅広く意見を交わし、より良い支援と、安心して暮らせるまちづくりにつなげていくための官民協働の場です。

◆個別の支援から地域課題の協議につなげる自立支援協議会の機能



- ◎ 個別支援から地域課題に転換できる支援者の視点を育み、協議会の活性化を図ります。
- ◎ 協議会の内容や現状が見えづらいとの声があることから、ホームページなどを通じて広く市民への発信につとめます。
- ◎ 協議会に当事者の参画が必要との声があることから、より良い形を検討するとともに、誰でも参加でき自由に話せる座談会のような場づくりにつとめます。
- ◎ 協議会の地域づくりの機能として、市への発信・提言が積極的に行えるよう、各団体の代表者が出席する南アルプス市障害者施策推進協議会の活性化を図ります。

(3) 権利擁護・虐待防止のための取り組み

市には障害者虐待防止法*に基づき、障害者虐待防止センターとして、通報・届出の受理、虐待を受けた人や虐待を行っている人への相談支援などを行う責務があります。

すみやかな事実確認や本人の保護などの適切な対応を図るとともに、一時保護を行うための施設等の確保、医療機関や警察などとの連携構築など、障害者虐待対応協力者とのネットワーク構築を行います。

また、障害により判断能力が十分でない人などが、日常生活や社会生活で不利益や権利侵害にあうのを防ぐとともに、ご本人が本来行使できる権利を守るため、成年後見制度*や日常生活自立支援事業*の制度があります。その適切な利用を促進するとともに、自ら成年後見制度を利用するのが困難な人に対しては、市が申立て等の支援を行います。

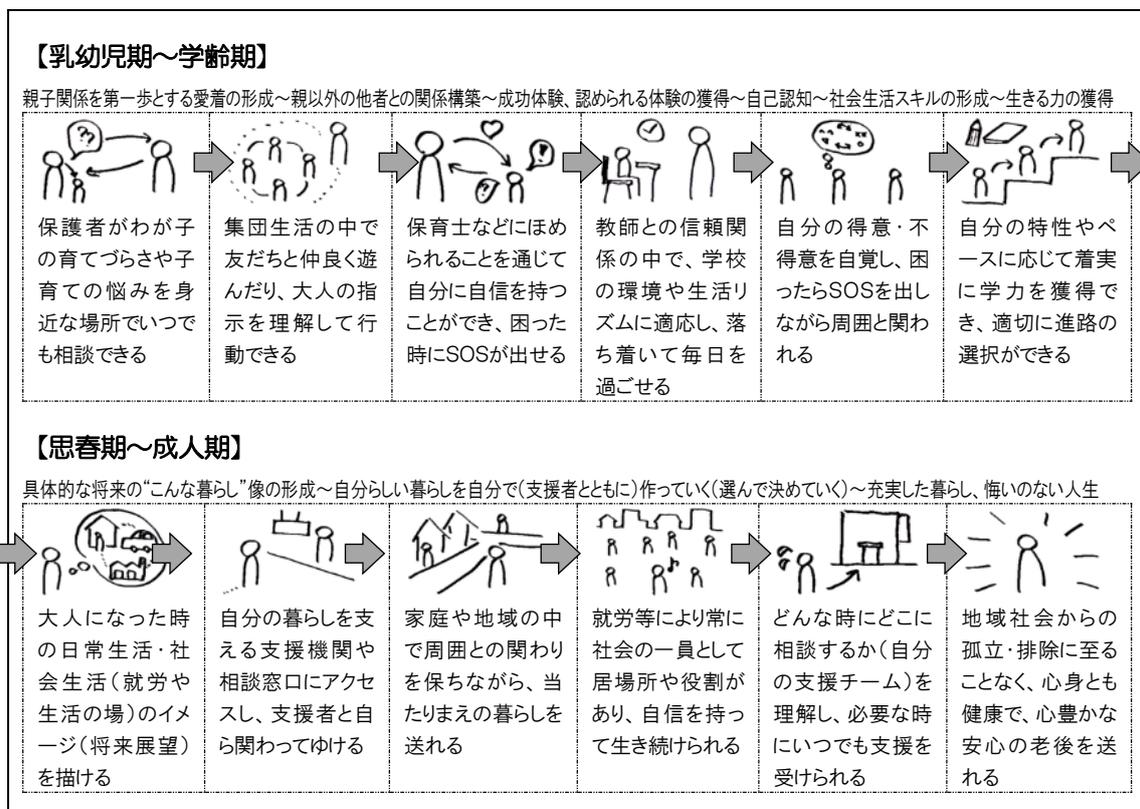
- ◎ 障害のある人への重大な権利侵害である虐待の防止と早期発見のため、市民やあらゆる関係者に向けて、虐待の通報義務等について継続的な周知を行います。
- ◎ 福祉サービスの現場で、支援者が障害者虐待に至るのを防ぐため、継続的に研修や啓発を行うとともに、相談支援体制の充実につとめます。
- ◎ 障害のある人が、自分に必要なサービスや制度利用を考えられるよう、利用のサポートを行う計画相談支援など、相談支援における権利擁護の視点の充実を図ります。
- ◎ 成年後見制度について、本人、家族や関係者への普及啓発、市民後見人や法人後見の受け皿の確保を計画的に進めるため、成年後見利用促進計画の策定に向けた高齢者福祉分野との連携につとめます。

(4) ライフステージを通じた「途切れのない支援」の推進

障害や様々な特性、背景をもつ人やその家族が、乳幼児期から成人期までの各ライフステージを安心して過ごし、やがて将来を描いていけるよう、福祉・保健・教育・子育て支援・就労等の関係機関の連携による「途切れのない支援」の体制づくりを推進します。

一人ひとりが子どもの頃から日常生活・社会生活における成功体験を重ね、孤立することなく、自分らしい生活を送れるよう、各段階における支援者の目利き・腕利きを高め、継続性のある支援を行うことを目指します。

◆「途切れのない支援」で目指す本人の姿



- ◎ 途切れのない支援は、単に機関間の連携でなく、一人ひとりの支援者の目利き・腕利き(困り感の見立て～環境調整～信頼関係構築など)が何より重要です。日々、目の前にいる支援者こそが、本人に寄りそった支援を実践できるよう人材育成につとめます。
- ◎ 地域の小・中学校などでの合理的な配慮や、障害のある子もいない子も同じ場で学ぶことを願う声があることから、インクルーシブ教育*の実現に向けて、学校生活に関する相談体制の充実や、教職員への継続的な研修につとめます。
- ◎ どのような機関にも、担当者の異動や交代があります。途切れのない支援が地域の保育・教育現場などの共通言語となるよう、継続的な研修・啓発を行います。

②サービスの確保と質の向上

(1) 福祉サービスとその提供体制の確保

障害のある人への様々な福祉サービスは、自立した暮らしを支えるためになくしてはならないものです。住みなれた地域で安心して暮らし続けるために、一人ひとりが必要な福祉サービスを円滑に利用できるよう、その提供体制の確保につとめます。

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、3年を1期とする市障害福祉計画・障害児福祉計画に、施設・病院からの地域移行や、福祉施設からの一般就労移行等の目標と、対応する障害者・障害児の福祉サービス等の見通しを定め、各年度の進捗を管理します。

- ◎ 福祉サービスが、1人ひとりの日々の生活と将来の安心に役立つものとなるよう、本人に寄りそったサービス提供、各機関との連携、支援体制の充実につとめます。
- ◎ 利用できる制度やサービス、事業所の内容などについて「情報が少ない」「知っていればもっと早く使えた」などの声があることから、利用者が自分にあつたサービスを選択できるよう情報の発信・提供、わかりやすい説明などにつとめます。
- ◎ 地域移行やいわゆる親なきあとを支える相談体制・受入体制として「地域生活支援拠点*」の整備を図ります。在宅生活への支援を強化し、高齢者分野や保健・医療分野と連携した地域包括ケアシステム*の構築を推進します。
- ◎ グループホームの確保・増設を願う声が多くあることから、開設・運営を行う民間事業者及びその指定事務を所管する県との連携を図り、身近な地域での整備が進むよう働きかけを行います。住居に関する現在及び将来のニーズの把握につとめます。
- ◎ 障害者手帳の交付、医療費等の助成、福祉用具など、生活を支える各種サービスについても、手続きの円滑化や情報提供の充実により、必要な人の手に届きやすい体制づくりにつとめます。

(2) 保健医療サービスとその提供体制の確保

障害のある人にとって、心身の健康を保ち、またすでにある病気や障害と適切に関わっていくことは、地域で充実した暮らしを送るうえで大切な要素です。

予防から治療、機能回復や在宅医療といった必要な保健医療サービスを、できるだけ身近な地域で受けられるよう、他の保健福祉施策との連携や広域的な対応も含め、関係機関との協力につとめます。

- ◎ 地域の身近な医療機関や健康診断などを、障害のある人が他の人と同じように利用できるよう、必要な配慮等について普及啓発につとめます。
- ◎ 精神疾患により医療や福祉サービスを必要とする人が増えていることから、あらゆる世代に向けた市民の心の健康増進に取り組みます。
- ◎ 常時の医療的ケアを必要とする人や、難病患者への対応、各年代でのリハビリテーションの機会の確保など、専門的・広域的な課題について、医療機関や様々な支援機関との協力、県の自立支援協議会等との連携につとめます。
- ◎ 高齢化に伴い、障害や基礎疾患によって医療を必要とする人の増加が見込まれることから、1人ひとりが自らの健康に向き合い取り組めるよう、住民の支えあいや官民の協働による健康長寿の取り組みをすすめます。

(3) 本人中心のより良い支援を担える人づくり

サービスの現場では、利用者1人ひとりの状況や希望、家族の意向を踏まえ、従事者が日々の支援に携わっています。チームで共有した支援計画に基づく支援、支援者本位でなく本人の希望や利益を中心におく支援、制度や事業ありきでなく本人の生活を基盤とする支援が求められます。一方、支援の困難があっても解決できず、抱え込みや燃え尽きの不安もある中で多くの支援者が働いています。

一人ひとりが権利擁護の視点を持ち、利用者の夢や希望の実現に役立つサービスを目指すとともに、支援者自身も夢や希望をもって仕事ができる職場や地域の環境をつくる必要があります。

- ◎ より良い支援、虐待のない支援を目指し、現場の従事者や管理者、相談支援など様々な支援者への研修や事例検討会を充実し、継続的な学びの体制づくりにつとめます。
- ◎ 障害者だからと決めつけず対応してほしいという声や、1人ひとりに応じて「できること」の見立てをしてほしいとの声もあることから、障害の理解だけでなく、利用者本人が必要とすることに寄りそえる視点の育成を図ります。

(4) 福祉に関する市の窓口サービスの向上

障害のある人は、手帳や医療費、福祉サービスの申請など、1年に何度も市の窓口を利用することがあります。福祉サービスの各制度は複雑で難解なものが多く、市職員にとっては毎日の業務でも、一人ひとりの来庁者には多くの場合、ただ一度の手続きです。

障害者差別解消法による合理的配慮の提供義務を踏まえ、丁寧な説明や対応は当然のこと、基本姿勢としてご本人の目線にたつて耳を傾け、共感し、その解決に向けてお手伝いするという意識をもつよう研修や啓発を行います。

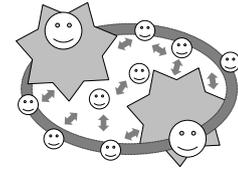
- ◎ 窓口への来庁や手続きが負担だという声があることから、利用者の立場にたった丁寧でわかりやすい説明や手続きの簡素化につとめます。
- ◎ 法律上の用語を単に詰め込んだような難解な文書をできるだけ作らず、誰にとっても敷居の低い行政サービスの提供につとめます。
- ◎ 福祉に限らずあらゆる市の窓口サービスにおいて、不当な差別的取扱いや、合理的配慮の不提供を生じることのないよう、職員全体への研修・啓発につとめます。

(2) 障害のある人とともに暮らす地域社会の環境づくり

現在は「障害は個人のものであり、自分で努力して乗り越えよう」という考え方よりも、「社会や環境を変えることで、障害を取り除こう」という考え方が主流です。

例えば車いすを利用する人は、そのままでは道路や建物の段差をこえられませんが、そこにスロープがあれば、段差を意識せず通ることができます。また、そのスロープは障害のある人もない人も誰もが通ります。障害のある人が住みやすいまちづくりは、誰もが住みやすいまちづくりにつながります。

社会には、目に見える段差以外にも、社会のルールや人間関係、差別、偏見など、障害のある人をとりまく「社会的障壁」があります。南アルプス市は、共生社会を目指し、ハードとソフト両方の面からバリアフリーを推進します。



① とともに生きる地域づくり

(1) 障害に対する市民の理解促進・啓発

障害に対する差別や偏見、無理解といった社会的障壁を取り除き、心のバリアフリーを広げるため、市民に向けた福祉教育の充実を図ります。

障害のある人とともに生きることは、「支援する人とされる人」という見方ではなく、当たり前に接し、自然に配慮できるような、お互いを理解しあう眼差しと関係を育むことといえます。障害の大変さばかりに目を向け、「支えてあげる」というような一方的な見方を育むことは避けなければなりません。

少子高齢化が進み、自分や家族がいつ病気や介護、障害などに直面しても不思議ではない時代に、個人や地域に何ができるのかを自分事として考えるきっかけを、あらゆる世代の市民がもてるような地域づくりをすすめます。

- ◎ 講演会の開催や広報活動を行うとともに、障害のある人もない人も一緒に何かに取り組んだり、学んだり、体験したりするような機会をつくれます。
- ◎ 障害の理解というより、個人を人として理解する目をもってほしいとの声があることから、交流や対話を重視した取り組みをすすめます。
- ◎ 子どもの頃からの学びが大切との声が多いことから、学齢期の児童・生徒に向けて、学校教育に限らず幅広く体験・交流の機会づくりや広報活動を展開します。
- ◎ お互いを知り、何ができ、何に困るのか。発信する力や、受け止める力を育むとともに、個人に何ができ、地域にどんな環境が必要かを考えるような場をつくれます。

(2) 当事者活動や当事者参画の推進

障害のある人や家族など、同じ状況にある人どうしが集い、分かちあう中で、自身の力や問題解決の糸口を発見し、地域社会で役割を担うことなどにつなげる自助グループやサロン活動などの自発的、主体的な活動を後押しします。

また、障害者施策などの政策決定やまちづくり、地域の様々な動きが、当事者不在で進められることなく、議論や意思決定の過程への当事者参画を広げ、障害のある人がその思いや力をもとに、対等に役割を発揮できるまちづくりをすすめます。

- ◎ 当事者団体に新しい人が入ってこないとの声がある一方、行政や事業所からの情報だけでなく当事者間の情報こそ本当に役に立ったとの声もあることから、地域で当事者や家族がつながるきっかけづくりにつとめます。
- ◎ 地域の様々な行事やイベントに、障害のある人の参加が難しいとの声があることから、参加機会の拡大に向けて関係機関の理解促進・啓発につとめます。
- ◎ 自立支援協議会の中で、当事者や家族が参加する座談会を継続的に行います。より多くの人に参加できるよう周知につとめます。また、市が行う様々な会議等において、障害のある人の参加を広げ、多様な意見にもとづくまちづくりにつとめます。

(3) 災害や犯罪に対する安全・安心の確保

障害のある人は、災害時に自力で避難できない、災害に関する情報を円滑に入手できない、避難先などでの食事や排せつ、服薬、対人関係などに不安があるなど、人それぞれに支援や配慮を必要とします。また、日頃から、悪質商法や振り込め詐欺をはじめとする犯罪被害について、身近な問題として不安を感じている人がいます。

非常時に限らず、日頃からの地域社会の一員として見守り支えあう防災・防犯体制に向けて、具体的な備えや防災意識の普及啓発をすすめます。

- ◎ 災害時、自力での避難が難しい人について、民生委員の協力による「あったかカード」の登録をすすめ、自治会・近隣住民と連携した支援・見守りの体制をつくります。
- ◎ 地域の防災訓練に障害のある人の参加が広がるよう、周知・啓発につとめます。
- ◎ 福祉施設との協定による福祉避難所について、開設・運営等に関する具体的な手順やマニュアルの整備を図り、高齢者部門と連携して実効性ある備えをすすめます。
- ◎ 災害時に限らず、当事者の方々が街中などで困ったとき、周囲の人に支援や配慮を求める際に提示するヘルプマーク（ヘルプカード）の普及につとめます。
- ◎ 市消費生活センター*について、当事者や家族、関係機関への周知をすすめ、障害のある人の消費者被害の防止につとめます。

②バリアフリーのまちづくり

(1) 移動や外出の保障

障害のある人は、移動や外出の制約を受けやすく、外出を通じた様々な体験も不足しやすい状況にあります。外出をあきらめている人や、可能性に気づけないでいる人もいます。通院や公的な手続きなどやむを得ない外出以外にも、買い物や飲食、趣味など、一人ひとりが行きたいとき、行きたいところへ出かけることは、充実した暮らしに欠かせない当たり前のことです。誰もが行く場所へ、障害のある人も同じように行くことが、地域社会にとって当たり前となる必要があります。

また、外出を支える要素として、移動手段の問題だけでなく、地域社会における人と人とのつながりや、居場所・役割の創出といった面でも、障害のある人は制約を受けやすい状況があります。障害のある人を対象とする様々なサービスをはじめ、すべての市民の生活基盤である公共交通や住民同士のつながりも含めた活性化により、障害があっても当たり前に出かけることができる、誰にとっても出歩きやすいまちづくりをすすめます。

- ◎ 移動・外出時の個別の介助・送迎を行う「移動支援事業」について、利用範囲や曜日・時間帯に制約が生じているとの声があることから、事業者との連携や運用ルールの見直しによる提供体制の充実を図ります。
- ◎ 移動支援事業の利用が、通院など最低限の外出に限られる現状もあることから、余暇も含め、障害のある人が自分の意思でまちな出かけ、自分らしい日常生活・社会生活を広げる支援となるよう、事業の周知につとめます。
- ◎ タクシーや自家用車の利用に対する助成制度が、対象者に着実に行き届くよう周知につとめます。
- ◎ コミュニティバスの路線の充実や利便性向上につとめるほか、高齢化に対応した地域の公共交通のあり方を継続的に検討し、必要な方策を実施していきます。
- ◎ 障害のある人の地域における孤立を防ぎ、社会の一員として様々なつながりの中で暮らし続けられるよう、健康づくりや高齢者分野の「地域支えあい協議体*」など、市の保健福祉施策全体で連携した取り組みをすすめます。

(2) 誰もが利用しやすいバリアフリー環境の整備

道路や建物の段差解消をはじめ、障害のある人や高齢者にとって社会生活上の障壁（バリア）となるものを取り除き、バリアフリーな生活環境の整備をすすめます。

数センチの段差が障壁となる車いす利用者と、点字ブロックなどの一定の凹凸がかえって手がかりとなる目の不自由な人では、必要とする配慮が異なる場合もあり、様々な立場の人への配慮が必要です。障害のある人だけに特別なものを用意するのではなく、障害のあるなしに関わらず、子どもから高齢者まで、はじめから誰もが利用しやすいものを作ることをさす「ユニバーサルデザイン」の考え方の普及を図ります。

- ◎ 市が新たな公共施設等をつくる際には、様々な立場の人の意見を事前に聞き、円滑な整備を行うようにつとめます。
- ◎ 既存の公共施設や各種行事、選挙の投票所などにおいて、誰もが利用しやすい環境の整備や配慮の充実を図ります。
- ◎ 特に、災害時の避難所のバリアフリー環境を心配する声があることから、車いす等でも過ごせる環境の整備やトイレの確保につとめます。
- ◎ 思いやりパーキング制度*について、駐車スペースの不足やマナーを問う声があることから、区画の確保とともに市民への制度の周知につとめます。

(3) 情報の保障と意思疎通支援

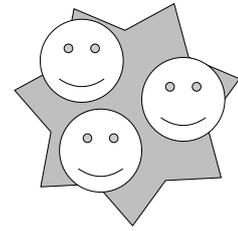
私たちは普段、生活の中で関心のあることや、趣味、気象や災害、相談など様々な情報を取り入れています。また、情報には、人の会話、紙に書かれたもの、機械や電波をとおした信号の交換など様々な形があります。手に入れたい情報や生活に必要な不可欠な情報を、誰もが適切に得られるよう、目や耳が不自由な人、刺激に左右されやすい人など、多様な特性にあわせた情報保障の充実につとめます。

また、自分の意思を相手に伝えたり、相手の意思を知ったりすることも、生活の中では欠かせない行為です。障害のあるなしに関わらず、一人ひとりが社会の中で自由に意思の発信・情報の受容ができるよう、充実した意思疎通支援体制の整備を図ります。

- ◎ 利用者ニーズや生活環境を踏まえながら、手話通訳や要約筆記の派遣、点字や音声読み上げ機器等の福祉用具の普及・促進を総合的にすすめます。
- ◎ 手話奉仕員の養成などを通じて、言語としての手話への理解を地域に広げます。
- ◎ 高齢になったときの情報入手や、外国人への情報提供を心配する声もあることから、インターネットなど様々な技術の活用も含め、情報のバリアフリー化をすすめます。

(3) 障害のある人の活躍を広げるまちづくり

これまでの障害者施策は、多くの場合、障害のある人を「支援が必要な人」「支援を受ける人」と捉え、その人たちを救済するための様々な手立てを考えてきました。しかし、障害があってもなくても、人は誰にでもできること・できないことや、得意・不得意があります。「支えられる」だけではない、それぞれの力を持っています。



働くことをはじめ、持っている力を活かして、社会の一員として役割が居場所を通じた自己実現ができ、充実した暮らしを送れることは、障害のある人にとっても当たり前のことでなくてははいけません。少子高齢化が進み、人口が減少していく中で、南アルプス市は、地域社会の豊かな未来をひらく活力の担い手として、障害のある人の持っている力を信じ、その活躍を広げていけるまちづくりを目指します。

①障害のある人が働けるまちづくり

(1) 自分の力を活かせるための就労準備支援

個人が働くためには、具体的な作業を遂行する力や働くことへの理解といった職業面の要素や、仕事に向かう土台となる心身の健康や生活習慣といった生活面の要素などが関わります。それらは就労準備性と呼ばれ、職業紹介や面接の練習、履歴書の書き方を学ぶといった支援の手前で、働くことや自分が生活していくことの具体的なイメージや実感をもてるような支援を必要とする人は少なくありません。

一人ひとりが自分の問題点や課題だけでなく、自分のもつ可能性や興味・関心をもとに経験を積んだり、人と関わり、認められることを通して、自己肯定感・自己有用感を獲得したりすることに、福祉や教育の現場で支援者が適切に関われる必要があります。

働くことを希望する人が、障害や病気など様々な状況にあっても、もてる力を発揮できるような環境をつくる支援が必要であり、地域の関係者が協力しあう中で一つ一つ作り出していくことを目指します。

- ◎ 個人の興味・関心に応じて多様な人との関わりや経験が得られるよう、就労継続支援事業などの福祉サービスにおける支援の充実を図ります。
- ◎ 福祉サービス事業所に限らず、住民や企業等の協力により様々な社会資源の創出や、高齢者支援・生活困窮者支援など他分野との連携を図ります。
- ◎ 思春期における将来展望形成支援として、中学生を対象に実施している「就労支援ワーク」を、地域の企業等の協力のもと継続して実施します。

(2) 働きたい人を働く場につなげる就労支援の強化

地域には障害者雇用や就労支援に関わる機関が多くあります。障害者総合支援法に基づき就労支援の事業を行う福祉サービスも、この10年ほどで利用者・事業所ともに大幅に増加しました。働く意欲や希望をもつ1人ひとりの力が発揮できるような職場へつなげていくことや、その取り組みを企業など地域に向けて発信していく役割が期待されます。

一方で、障害福祉計画の目標にも掲げる福祉施設から一般就労への移行は、ごく少数にとどまっています。各機関の機能が十分に発揮され、多くの人が自分の目指す姿を実現できるよう、地域における就労支援の取り組みを強化します。

- ◎ 自立支援協議会において、就労系の福祉サービス事業所の連携をすすめます。
- ◎ 市役所内に開設されたハローワークの出張窓口（福祉しごとサポート）の周知・活用を図り、1人ひとりにあった仕事が見つかるような支援につとめます。
- ◎ 支援学校卒業後に企業等へ就職する人への継続的な支援の体制づくりをすすめます。
- ◎ 障害者優先調達推進法*のもと、市における就労系の福祉サービス事業所からの物品購入や役務提供の発注を広げ、福祉的就労の活性化と工賃向上を後押しします。

(3) 働きたい人を地域で受け入れるネットワークづくり

障害のある人の働く場を広げるには、働きたい人が努力するだけでなく、その人の力が発揮できる仕事や、特性に応じた配慮、働きづらさの軽減ができるような職場の受け皿を確保することも必要です。障害のある人に配慮できる職場は、他の多くの人にとっても働きやすい職場環境を用意することにつながります。

雇用する側の人たちが、障害のある人のもつ力や、ともに働くための方法、多様性を受け入れる環境をつくることの利点などに理解を深めることは、その職場、さらには広く地域社会の活力を高めることにもつながります。障害のあるなしに関わらず、多様な人の働く場、働く機会を用意できるまちを目指します。

- ◎ 地域の企業や事業主への普及啓発やネットワークづくりに向けて、高齢者・生活困窮者など他分野との連携を図ります。
- ◎ 障害のある人とともに働く職場づくりの魅力やメリットを伝えるため、職場の理解や配慮によって働くことができた事例やエピソードの把握や発信につとめます。

②誰もが自分を発揮できるまちづくり

(1) 自分らしくいられる多様な場づくり

障害のある人が、地域の中で1人の市民として、達成感や希望をもちながら、毎日をいきいきと暮らせるよう、ありのままの自分を認められる居場所や、自分の力を発揮できる場、誰かに必要とされる場が生まれるような地域づくりをすすめます。

働くことに限らず、地域や家庭、学校、ボランティア、福祉サービスなど様々なところに、そんな居場所は生まれます。自分らしい生き方や時間を、自分で追求しているという実感がもてることや、そんな自分を理解してくれる人が近くにいることなどは、当事者に限らず、支援者も含むすべての人にとって、充実した暮らしの支えとなります。

少子高齢化と人口減少により、社会・経済の担い手が不足しつつある今、このまちに生まれ、暮らすすべての人が同じように大切です。障害のあるなしに関わらず、「当たり前暮らし」が誰にでもあるという「ノーマライゼーション」の実現を目指します。

- ◎ 障害のある人を「できない」「支援が必要」と決めつけず、支え手となれる地域になってほしいと願う声があることから、1人ひとりがもつ力を発揮でき、活躍できる場や、その人らしくいられる場ができるような地域づくりをすすめます。
- ◎ 高齢者分野の「地域支えあい協議体」など、地域の様々な活動との連携を図ります。
- ◎ 居場所づくりを地域に広げる機能として地域活動支援センター事業の充実を図ります。

(2) 文化芸術活動、スポーツ等の充実

2020年東京パラリンピックの開催は、障害のある人たちが輝く21世紀のわが国の姿を印象づける大きな出来事です。また昨今、障害者アートへの注目が高まり、既存の芸術の枠組みにしばられない自由な表現の世界をさす「アール・ブリュット」の名で、国内外で作品展などが行われています。文化芸術やスポーツ等は、趣味や娯楽として日々の時間の充実や健康づくりにつながるだけでなく、障害のある人の社会参加や自己実現を図る大きな力をもっています。本市でも、障害のある人が様々な形で自分を発揮でき、交流が生まれ、お互いが認めあうような心豊かな地域づくりを目指します。

- ◎ 市民が障害者スポーツや文化芸術活動に接する機会や、これらを通して障害のある人との交流が深まる機会となるようなイベントの開催などを目指します。

第4章 計画のすすめかた

1 計画の推進体制

(1) 障害者施策推進協議会

障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づき市町村が条例を定めて設置する「審議会その他の合議制の機関」です。

南アルプス市障害者施策推進協議会は、障害者団体、障害者福祉関係者、有識者、関係行政機関など委員20名以内で構成され、障害者計画のほか市の障害者施策に関する事項を審議します。

この計画の各年度において、後に掲げる評価指標をもとに、3つの重点目標への具体的な取り組み状況を取り上げ、本市の障害者施策の進捗について実質的な議論を行います。

(2) 障害者自立支援協議会

障害者総合支援法では、地域の実情に応じた障害者支援体制の整備を図るため、関係機関や当事者などが、相互の連絡調整や地域の課題を話しあうため、地方公共団体が単独または共同で協議会をおくことが定められています。

南アルプス市障害者自立支援協議会は、この機能を担うため、定例会を中心に専門部会や連絡会など柔軟な形で展開する、各機関の実務者などによる官民協働の場です。その機能を活用して、支援者や当事者、多様な人たちの力を結集し、この計画を推進するためのネットワーク構築と具体的な取り組みの推進を図ります。

(3) 市の庁内推進体制

市は、法に基づく障害者の援護の実施者として、その責務を自覚し、一人ひとりの「当たり前の暮らし」を保障するため、この計画に基づき、障害のある人のための施策を主体的に推進します。特定の人々の意向や利害に偏ることなく、広くみなさんの声を受け止め、官民協働を旨として適切に合意形成を図りながら、共生社会の実現に取り組みます。

障害者施策は広く誰もが暮らしやすい地域づくりに関わるものであり、障害者福祉分野だけで課題を抱えることのないよう、地域福祉計画など他の計画とも一体的に連携しながら、横断的な庁内体制の構築や市職員への普及啓発につとめます。

2 計画の評価と指標

第3章に掲げた計画の具体的な取り組みの進捗について、各年度において、次に掲げる指標により評価・検証を行います。

障害者施策推進協議会の主要な議題として、事業の実績や数字のみでなく、それによる成果や変化、課題などについて議論を深められるよう実情の把握につとめます。

なお、これらの指標に直接関わらない事業も含め、市の様々な施策や事業が「自立と共生社会の実現」につながるものであることを忘れず、今後5か年の取り組みを総合的にすすめていきます。

項目	指標	現況 (H30)	目標 (R6)
(1) ライフステージを通じた途切れのない支援の推進			
①相談支援体制の充実	(1)障害者相談支援センター相談件数/年	2,448 件	2,500 件
	(2)自立支援協議会の座談会開催/年	0 回 (障害者計画部会以外)	2 回
	(3)虐待防止・虐待対応研修会の延参加人数/年	120 人	120 人
②サービスの確保と質の向上	(1)施設入所者（入所施設で暮らす人）の数	86 人	85 人
	(2)医療的ケアに関する研修会の参加人数/年	0 人	6 人
	(3)事例検討会の延べ参加人数/年	78 人	80 人
②障害のある人とともに暮らす地域社会の環境づくり			
①ともに生きる地域づくり	(1)理解促進研修・啓発事業の実施	なし	あり
	(2)障害者の「あったかカード」登録人数	※ 222 人	250 人
②バリアフリーのまちづくり	(1)移動支援事業利用者数/年	134 人	150 人
	(2)手話奉仕員養成人数/年	16 人	20 人
②障害のある人が活躍できる地域づくり			
①障害のある人が働けるまちづくり	(1)福祉施設から一般就労への移行者数/年	10 人	22 人
	(2)障害者優先調達推進法に基づく調達実績/年	6 件 1,169,351 円	10 件 2,000,000 円
②誰もが自分を発揮できるまちづくり	(1)地域活動支援センター利用者数/年	85 人	100 人
	(2)文化芸術・スポーツのイベント開催	なし	あり

(※印は令和2年1月時点の現況です。)

3 実施事業一覧

基本理念	基本目標	重点施策	具体的な取り組み	主な実施事業
自立と共生社会の実現	ライフステージを通じた途切れのない支援の体制づくり	1 相談支援体制の充実	(1)中核を担う基幹相談支援センターの機能強化 (2)支援体制をみんなで考える自立支援協議会の充実 (3)権利擁護・虐待防止のための取り組み (4)ライフステージを通じた「途切れのない支援」の推進	障害者相談支援事業（基幹相談支援センター機能強化事業・障害者虐待防止対策を含む）／地域生活支援拠点整備事業／成年後見制度利用支援事業／総合相談事業／保育所運営（CLM と個別の指導計画を含む）／乳幼児発達支援事業 など
		2 サービスの確保と質の向上	(1)福祉サービスとその提供体制の確保 (2)保健医療サービスとその提供体制の確保 (3)本人中心のより良い支援を担える人づくり (4)福祉に関する市の窓口サービスの向上	介護給付・訓練等給付事業／障害児通所等給付事業／補装具支給事業／日常生活用具給付事業／日中一時支援事業／訪問入浴サービス事業／自立支援医療給付事業／重度心身障害者医療費助成事業 など
	障害のある人とともに暮らす地域社会の環境づくり	1 とともに生きる地域づくり	(1)障害に対する市民の理解促進・啓発 (2)当事者活動や当事者参画の推進 (3)災害や犯罪に対する安全・安心の確保	地域活動支援センター事業／手話奉仕員養成研修事業／災害時要援護者台帳システム整備事業／白根乗馬福祉公園管理事業／障害者福祉会活動支援事業 など
		2 バリアフリーのまちづくり	(1)移動や外出の保障 (2)誰もが利用しやすいバリアフリー環境の整備 (3)情報の保障と意思疎通支援	日常生活用具給付事業／タクシー初乗り運賃助成事業／移動支援事業／自動車運転免許取得費助成事業／自動車改造費助成事業／介助用自動車購入費等助成事業／手話通訳設置事業／手話通訳者等派遣事業 など
	障害のある人の活躍を広げるまちづくり	1 障害のある人が働けるまちづくり	(1)自分の力を活かせるための就労準備支援の充実 (2)働きたい人を働く場につなげる就労支援の強化 (3)働きたい人を地域で受け入れるネットワークづくり	介護給付・訓練等給付事業／障害児通所等給付事業／障害者相談支援事業／生活訓練事業／生活困窮者自立支援法関連事業 など
		2 誰もが自分を発揮できる地域づくり	(1)自分らしくいられる多様な場づくり (2)文化芸術活動・スポーツ等の充実	地域活動支援センター事業／移動支援事業／介護給付・訓練等給付事業／障害児通所等給付事業／生活困窮者自立支援法関連事業 など

資料編

1 主な用語の解説

*バリアフリー（P1）

障壁（バリア）がないという意味の言葉です。日常生活、社会生活における物理的、心理的、あるいは情報などの様々な障壁を取り除くことで、障害のある人や高齢者などが暮らしやすくなる状態をさします。道路や住宅の段差解消、点字ブロックなどはそれにあたります。

*障害者差別解消法（P2）

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いを尊重しあう共生社会の実現を目指す法律です。不当な差別的取扱い（障害を理由に他の人と違う扱いをすること）や、合理的配慮の不提供（その人に応じた工夫や配慮をしないこと）の禁止などを柱としています。

*ホースセラピー（P7）

乗馬や馬とのふれあいによって、心身の機能回復を図ったり、癒しを求めたりするリハビリテーションの方法の一つです。障害のある人にも様々な効果があるとして注目されています。

*あったかカード（P7）

災害対策基本法に基づき、高齢者や障害者など災害時に自力で避難するのが困難な人（避難行動要支援者）を登録し、近隣住民による避難支援や見守りの体制づくりを行うものです。本市では各地区の民生委員を通じて登録し、自治会等による避難の個別計画作成につなげています。

*ヘルプカード（P8）

障害のある人が、緊急時や困ったときに、手助けや配慮を周囲の人お願いしやすくするため、必要事項を記入して携帯するカードです。市役所の各窓口やホームページで配布しています。

*医療的なケア（P8）

たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理など、日常生活を通じて必要となる医療的行為をさします。医師の指導のもとで行われますが、家族や看護師など、できる人が限られるため、支援体制の確保や家族の負担軽減が進まないことが課題となっています。

*8050問題（P8）

80代の親と50代の子が、社会から孤立して暮らし、収入や介護など様々な問題が発生する家庭が目立つようになり、登場してきた言葉です。ひきこもりなどの状況が長期化し、自立できない事情を抱えたまま親も高齢となるもので、早期の支援が求められています。

*障害者虐待防止法（P12）

虐待の防止、早期発見、保護、自立支援などを行うことにより、障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。虐待は障害者の尊厳を著しく損なう行為であり、社会全体でその防止に取り組んでいかなければならない重要な事柄です。

* 成年後見制度（P12）

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が、不利益な契約や悪徳商法の被害など権利侵害にあうのを防ぐため、家庭裁判所が選任する後見人などが、本人にかわって財産管理や福祉サービス利用契約などの法律行為や日常生活の支援を行う制度です。

* 日常生活自立支援事業（P12）

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人に、ご本人との利用契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、定期的な訪問などの支援を行うものです。ご本人と契約する点が成年後見制度とは異なります。市町村社会福祉協議会が窓口となります。

* インクルーシブ教育（P13）

人間の多様性を尊重し、障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加することができるよう、障害のある人とない人がともに学ぶようにすることです。障害のある人が一般的な教育から排除されないための合理的配慮が必要であり、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場を用意することが重要とされます。

* 地域生活支援拠点（P14）

障害のある人の重度化や高齢化、親なきあとの生活を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ、対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。国の指針により、全国の市町村に整備するよう求められています。

* 地域包括ケアシステム（P14）

身近な地域ごとに「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の一体的なサービス提供体制や、住民の自助・互助のしくみを整え、少子高齢化が進んでも、できる限り住みなれた地域や自宅で暮らし続けられるようなケアのしくみを構築することです。

* 消費生活センター（P18）

商品やサービスの取引に関するトラブルやクーリング・オフ、訪問販売など、消費生活での意見や苦情、要望、質問などに関する相談に応じる窓口です。本市でも、高齢者や障害者の消費者トラブルや電話詐欺などの被害を防ぐため、平成29年4月に市役所内に設置されました。

* 地域支えあい協議体（P19）

高齢化がさらに進んでも、高齢者の生活支援や介護予防が必要な人に行き届くよう、ちょっとした困りごとは身近な地域の助けあいで解決できたり、元気な高齢者が支え手となって活躍できたりするような地域づくりを考える場のことです。本市でも、各地域で活動が始まっています。

* 思いやりパーキング制度（P20）

店舗や公共施設の障害者専用駐車場に「障害のある人が止められない」といった声を受け、障害者や高齢者、けが人や妊産婦など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な人に利用証を交付して、必要な人が安心して駐車区画を利用できるようにするための山梨県の制度です。

* 障害者優先調達推進法（P22）

障害者就労施設等（就労継続支援事業など）に通う人たちの工賃の向上や、自立した生活につながるため、国や地方公共団体等がこれらの施設等から優先的に物品等を調達するよう努めることを定めた法律です。平成25年4月に施行され、市町村は毎年度の実績を県へ報告しています。

南アルプス市障害者自立支援協議会@2019

第1回障害者計画部会（ダイジェスト）

障害者の暮らしとこれからのまちづくりを
みんなで語る自立支援協議会、始めました♪

と き 3月21日（木）13時半～16時

ところ 若草生涯学習センター

参加者 93人

内 容 ①行政説明

南アルプス市障害者自立支援協議会10年のあゆみ

②講 演

『障害者を取り巻く社会・支える社会
～パラリンピックが日本に教えてくれること』

講師 又村あおい さん

（全国手をつなぐ育成会連合会政策センター委員
／内閣府障害者差別解消法アドバイザー）

③意見交換

講演を聴いて感じたこと、日頃から感じていること

④連絡事項

障害者計画部会の活動予定



共生社会とはどういう社会なのか

～又村あおいさんの講演から～

☆2020年東京パラリンピックは、スポーツの祭典であると同時に、インクルーシブな社会を創出するというパラリンピックムーブメントを日本が受け入れるものです。世界からパラリンピアンや障害のある観光客も訪れます。南アルプス市は、どうしますか？

☆高齢化が進む中で、障害者施策は、少数の人への特別な取組ではなくなります。尊重しあい共生する社会を実現するため、自治体は障害者計画を定めます。当事者参画の計画づくりは勿論、当事者が戦力として活躍するようなまちづくりを目指しましょう！

意見交換から・・・

- ・ 健常者も障害者となることがあると思えば共生社会に向けて真剣に考える必要がある。
- ・ 障害者も出歩きやすい街。障害のある方を、街で見かけ、それが当たり前になれば、周囲の目線を感じることもなくなるかな・・・
- ・ 企業が障害をもつ方を雇うような取り組みを市の政策で応援してほしい。
- ・ 合理的配慮をもっと進めて行くことが必要。
- ・ 障害のある人への理解がまだ足りないように感じるので、今日のような催しに多くの人をもっと参加してほしい。



主 催 南アルプス市 / 南アルプス市障害者自立支援協議会

お問合せ 南アルプス市保健福祉部障がい福祉課 TEL282-6197/FAX282-6095

南アルプス市障害者自立支援協議会@2019

第2回障害者計画部会（ダイジェスト）

みんなで話そう障害者の暮らしとこれからのまちづくり♪
座談会（平日・夜の部）

と き 5月23日（木）19時～21時

ところ 南アルプス市役所 新館 会議室

参加者 20人

内 容 ①チェックイン

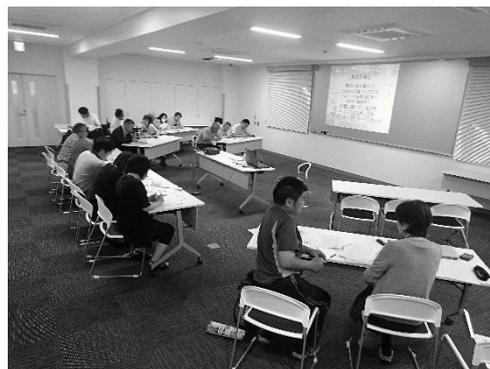
お名前と「今の気分」一言ずつ

②意見交換～これからの南アルプス市

前回部会の「みんなの声」を見て感じたことから

③意見交換～これからの南アルプス市

「アンケート結果」を見て感じたことから



意見交換から・・・

サービスや支援体制について・・・

- ・親がいなくなった後の支援。
- ・市民後見をもっと進めてほしい。
- ・買い物に困る。お金の使い方にも難がある。
- ・障害者を支える支援者を育てて欲しい。
- ・グループホームの充実を。

バリアフリーについて・・・

- ・車道と歩道の区別のない所は車イスで通るには危険。何とか考えてほしい。
- ・避難所となる公共施設。車イスが入れるか。
- ・市職員と障害者で協力して、市内施設のバリアフリー化をもっと進められるはず。
- ・市のバスのコース。もっと考慮してほしい。

ともに生きる地域づくりについて・・・

- ・障害への理解を深める研修会等をしてほしい
- ・地域支えあい協議体を進めるのに、障害者のことも考えていかないといけない。
- ・小さい頃からの地域との関わりが必要。
- ・野球やソフトボールが好き。受入先があるか。
- ・防災訓練に障害者ももっと参加できれば。
- ・災害時、障害者が何に困るのか把握すべき。
- ・障害者が参加できる交流の場を増やす。
- ・交流機会が増えれば、理解が深まると思う。
- ・民生委員に日頃から障害者と関わりをもってほしい。
- ・福祉教育は大切。教育分野だけではできない。

就労、活躍について・・・

- ・障害者が働ける職場内の配慮・環境を。
- ・B型「安いから行かない」という人もいる。
- ・支援ばかりでなく各自の力も信じてほしい。
- ・できないと決めつけしないで、活用できる場を作してほしい。

閉会のことば（しゃくなげ会 時田さん）

親として、何とかしたいと思うことがたくさんあります。親も歳をとり、時間には限りがあります。この会で話したことが少しでも実を結ぶよう頑張りましょう。



主 催 南アルプス市 / 南アルプス市障害者自立支援協議会

お問合せ 南アルプス市保健福祉部障がい福祉課 TEL282-6197/FAX282-6095

南アルプス市障害者自立支援協議会@2019

第3回障害者計画部会（ダイジェスト）

みんなで話そう障害者の暮らしとこれからのまちづくり♪
座談会（週末の部）

と き 6月15日（土）13時半～15時半

ところ 南アルプス市役所 新館 会議室

参加者 22人

内 容 ①チェックイン

お名前と「今の気分」一言ずつ

②意見交換～これからの南アルプス市

前回部会の「みんなの声」を見て感じたことから

③意見交換～これからの南アルプス市

「アンケート結果」を見て感じたことから



意見交換から・・・

相談体制、権利擁護、教育・・・

- ・成人・中高年で福祉につながっていない人が多い。ひきこもりや自殺を防ぐ支援を！
- ・市民後見人制度に各障害者団体も関わりをもてないか。
- ・学校の教育内容をかえてほしい。

サービス利用や市の窓口について・・・

- ・各事業所の内容をわかるようにしてほしい。
- ・事業所が足りない。変えたくてもできない。
- ・市職員は2～3年で異動。当事者のことを理解し、壁をなるべく低くしてほしい。
- ・他市の移動支援はリハビリに付き添える。
- ・ゴミ出し困難は、障害者も同様。

ともに生きる地域づくりについて・・・

- ・障害者権利条約の普及啓発。絵本の活用を！
- ・アンケート結果により障害者の本音を社会にアピールしてほしい。
- ・学校以外での障害児の交流の場が少ない。
- ・このような場に当事者家族の参加が少ない。

バリアフリーについて・・・

- ・聴覚障害があり、放送がわからず不安。
- ・甲府駅にエレベーターができてよかった。
- ・有償運送が休日夜間でも利用できれば。
- ・タクシー券では足りない。
- ・思いやり駐車場が少ない。外出しづらい。
- ・ノンステップバスは要予約。限りがある。

就労、活躍について・・・

- ・工賃は昔と比べて良くなった。
- ・パソコン等を使えないと仕事にならない。習う機会が必要。
- ・職場内で手話が使えればありがたい。
- ・お金も必要だが仲間との人間関係も大事。

閉会のことば（聴覚障害者協会 井上さん）
初めて参加しました。今日が3回目ということですが、こういうことをしているんだと分かりました。グループでの意見交換が良かったです。ぜひまた参加したいです。



主 催 南アルプス市 / 南アルプス市障害者自立支援協議会

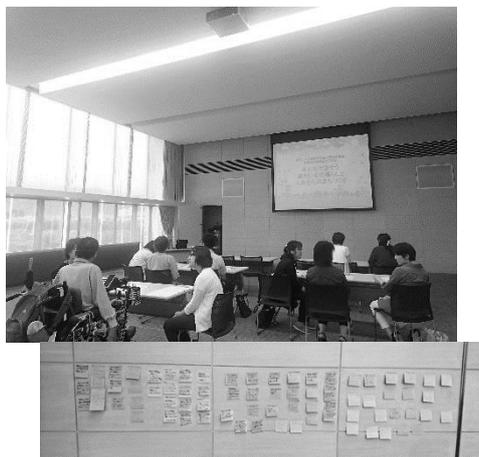
お問合せ 南アルプス市保健福祉部障がい福祉課 TEL282-6197/FAX282-6095

南アルプス市障害者自立支援協議会@2019

第4回障害者計画部会（ダイジェスト）

みんなで話そう障害者の暮らしとこれからのまちづくり♪
座談会（平日・午前の部）

- と き 7月19日（金）10時～12時
ところ 南アルプス市地域防災交流センター 多目的ホール
参加者 17人
内 容 ①チェックイン
お名前と「今の気分」一言ずつ
②意見交換～これからの南アルプス市
前回部会の「みんなの声」を見て感じたことから
③意見交換～これからの南アルプス市
「アンケート結果」を見て感じたことから



意見交換から・・・

相談体制、権利擁護・・・

- ・困っていることを情報整理してくれたり、どうすればいいか教えてくれる機関がほしい。
- ・虐待の通報義務を知らない方が意外に多くてびっくり。啓発活動が必要。
- ・重心の子の親はその子中心の生活。自分の人生、自分の時間を持つゆとりを持たずにいる。

ともに生きる地域について・・・

- ・地域の人達と理解しあい協力し合える社会
- ・障害の有無、若さ、お金の有無、関係なく、みんなが過ごせる環境があれば。
- ・サービスが充実したことで、地域のつながりが薄れてきている。
- ・こうりゅうしたい。友達を作る場がほしい。

学校教育について・・・

- ・地域の小中学校は環境が整っていない。傷ついてまで行かせたくない。
- ・義務教育ならば、みな同じ学校に行くほうが一緒に育っていけるはず。支援学校に行くこと疎遠になる。大人になって急に出会う。
- ・良い先生にあたると安心して通える。合理的配慮をしてくれたこともあった。
- ・不登校の子どもへの支援をしてほしい。
- ・学校に行かなくても将来生きていける展望も持てるよ。
- ・障害について学ぶ場や、触れる機会が教育の中であるとよい。

就労、活躍について・・・

- ・ITやAIの発達で、人に惑わされなくても仕事ができる時代。希望も見えつつある。
- ・雇用以外の働きかた。障害者に限定しない居場所。みんなが何かできる。賃金、ノルマにしばられないような場所。
- ・人は、人のためにすることがいちばん生きがいを感じる。されている、させられている時には出せない力が出せる。

閉会のことば（Nさん）

今日初めて参加しました。障害者のみなさんが、楽しく幸せに暮らせるような市になっていただきたいと思っています。お疲れさまでした。



主 催 南アルプス市 / 南アルプス市障害者自立支援協議会

お問合せ 南アルプス市保健福祉部障がい福祉課 TEL282-6197/FAX282-6095

南アルプス市障害者自立支援協議会@2019

第5回障害者計画部会（ダイジェスト）

みんなで話そう障害者の暮らしとこれからのまちづくり♪
座談会（平日・午後の部）

と き 8月21日（水）13時半～15時半
ところ 若草生涯学習センター わかくさホール
参加者 24人
内 容 ①チェックイン

- お名前と「今の気分」一言ずつ
- ②意見交換～これからの南アルプス市
前回部会の「みんなの声」を見て感じたことから
- ③意見交換～これからの南アルプス市
「アンケート結果」を見て感じたことから



意見交換から・・・

地域移行、退院支援・・・

- ・退院したい、でも家族の理解がないという声をきく。悲しい。家族のもとでなくても退院できたほうがいい。
- ・退院したくない。と言ってた人も、リラックスしてくると「〇〇したい」「〇〇行きたい」「地域で生活したら〇〇はどうなるの？」と話しはじめる。みんな思っている。

福祉サービス・行政サービスについて・・・

- ・24時間体制がとれている事業所の情報がないから分からない。
- ・生活がひとりになったとき、自分でぜんぶしななければならないが、わからないことや生活がうまくできるかがもんだい。
- ・必要なサービスなのだから、すぐに使えるようになってほしい。時間がかかりすぎ。
- ・いろんな手続きのしょるいの事で、わからない時対応してもらいたい。
- ・合併前、療育キャンプに町職員がボランティアで来てくれた。今、そういう職員と市民との関わり合いがなくなり遠のいてしまった。

ともに生きる地域について・・・

- ・動けなくても話せなくてもうれしいと思ったり表現する（変化をみせる）ことはある。表出できる機会が社会にない。
- ・施設入所者は地域と関わりがなく施設の中。溶けこめない。親もそう思ってしまっている。重心の子たちも参加できる会。音楽でも何でもいい・・・。あれば市民と思える。
- ・どんなにサービスが充実しても結局、生活は地域社会が基盤。地域の理解が大事。

就労、活躍について・・・

- ・有給休暇はあるがリハビリのためには休みにくい。理想だがリハビリ休暇のような制度があれば。
- ・B型でも最低賃金が保障されるといいが。

閉会のことば（中巨摩父母の会・小野さん）
私たちの会も、障害はそれぞれですが夏の野外療育訓練などみんな一緒に活動しています。今回部会に参加できたので、資料もじっくり読ませていただきます。今後ともよろしく願います。

主 催 南アルプス市 / 南アルプス市障害者自立支援協議会

お問合せ 南アルプス市保健福祉部障がい福祉課 TEL282-6197/FAX282-6095

南アルプス市障害者自立支援協議会@2019

第6回障害者計画部会（ダイジェスト）

中間まとめ～5年後の南アルプス市はどうありたい？
これまでの意見を全体的に眺めてみました

と き 10月19日（土）13時～15時

ところ 南アルプス市役所 新館 会議室

参加者 16人

内 容 ①チェックイン

お名前と「今の気分」一言ずつ

②意見交換

5年後の南アルプス市はどうありたい？

～みんなの声から見えてきた、これからのまちづくり～



これまでの部会で出た意見から・・・

①ライフステージを通じた途切れのない支援

- ・相談先がわからない。困ったとき一緒に整理して情報提供してくれる人がほしい。
- ・自立支援協議会に当事者・家族の参加を。
- ・本人抜きでなく本人中心の支援のしくみを。
- ・地域の小中学校でも合理的配慮を。
- ・支援者は障害理解も必要だが、本人が何を必要としているか1人1人見立てる力を。
- ・行政の手続きをわかりやすく。職員はもっと知識を。壁をなくし地域と関わり深めて。

②障害のある人を取りまく地域社会の環境

- ・差別や偏見をなくし障害の正しい理解を。
- ・障害者が気軽に参加できる地域の場を。
- ・当事者同士、親同士でつながり話せる場を。
- ・災害時、何に困るか知って。避難訓練、日頃の近所づきあい、避難所のバリアフリーを。
- ・インフラ整備に当事者の声を。
- ・移動支援事業の利用条件や運用の見直しを。

③障害のある人の活躍を広げるまちづくり

- ・働ける場を増やして。職場の配慮・理解を。
- ・障害者を地域の戦力、支え手に。支援されるだけでは力が出ない。ともに生きるまちに。

そのうえでさらに意見交換・・・

- ・障害者相談支援センターがいろいろな情報の発信基地になってほしい。
- ・義務教育。どの子も楽しく通いたい。分離するのはどうか。一緒に学ぶことは大切。
- ・サービス利用以外の時間の充実は。
- ・障害者と健常者の交流。土台を整えないと当事者を傷つけるだけにもなる。注意。
- ・何か企画して集まるのではなく自然な居場所、たまる場づくり。
- ・災害時、隣近所の声かけは助かる。
- ・移動。いろいろ事情は抜きに行きたい時・ところへ行けるようになりたい。
- ・働く障害者が活躍している場面や事例をPRしては。
- ・自分が必要とされている、誰かの役に立っているというのは、究極の幸せだ。

閉会のことば（自立支援協議会・鴨作会長）
1つ1つの項目にたくさんのご意見があり、日常的にみなさんの声を聞ける大切さを再認識しました。今後もいろいろな方の参画を得て自立支援協議会を進めていきたいです。

主 催 南アルプス市 / 南アルプス市障害者自立支援協議会

お問合せ 南アルプス市保健福祉部障がい福祉課 TEL282-6197/FAX282-6095

南アルプス市障害者自立支援協議会@2019

第7回障害者計画部会（ダイジェスト）

最終まとめ～第4次障害者計画の“素案”に
どんなポイントを盛り込むか話し合いました

と き 12月24日（火）13時半～15時半

ところ 南アルプス市役所 新館 会議室

参加者 20人

内 容 ①チェックイン

②第4次障害者計画の骨格の確認

③意見交換（3つの重点目標に対して）

何がどうなれば「進んだ」と思えるか？



第4次南アルプス市障害者計画の骨格（案）

○基本理念 自立と共生社会の実現

○重点目標

- ①ライフステージを通じた途切れのない支援の推進
- ②障害のある人とともに暮らす地域社会の環境づくり
- ③障害のある人の活躍を広げるまちづくり

意見交換・・・

①ライフステージを通じた途切れのない支援 が進んだと思える“指標”・・・例えば？

「地域移行」

長期入院の人などが退院できるサポートのしくみを。相談体制やグループホームも。

「市民後見人や法人後見」

お金の管理や生活基盤の確立。親なき後の安心の1つとして具体的に進んでほしい。

②障害のある人をとりまく地域社会の環境 が進んだと思える“指標”・・・例えば？

「広報・発信」

今年3月に又村さんが来てくれたように、広く市民に「知る」機会を設けないか。みんなが集まり話す場として、この座談会も続けていきたい。

「災害時の避難場所について」

猛烈な台風も来るようになり具体化が急務。

「移動支援」

不便や不安がある。柔軟な対応も含めて運用を明確に。見直しができないか。

③障害のある人の活躍を広げるまちづくり が進んだと思える“指標”・・・例えば？

「障害者優先調達法」

福祉就労の事業所から行政が製品を優先的に買おうという制度。市でも毎年の実績はあるようだが、もっと目立つようにやったらどうか。

「アール・ブリュット（障害者アート）」

県で障害者文化展が行われるが、南アルプス市版を開催したらどうか？才能を発揮できる場、市民に知らせる場として。

「地域との交流の場」

以前は障害者が主体となって開催するハートふれあい祭りがあった。地域の行事をとおして交流の場がつけられるようになってほしい。

閉会のことば（ピーチ&グレープ・芦沢さん）

今日の参加にあたり第3次の計画を読み返してきました。当時は部会の役員でした。今回もみなさんの意見が反映されるとよいと思います。何より障害者が発言することが大事です。この計画が実現できるよう私もがんばりたいと思います。

今後の予定・・・

- ・南アルプス市障害者施策推進協議会での審議
- ・パブリックコメント（市民意見募集）

を経て、第4次障害者計画は完成します。部会は一息終わりますが、この座談会は来年度以降もやります。みなさん是非またお会いしましょう！



主 催 南アルプス市 / 南アルプス市障害者自立支援協議会

お問合せ 南アルプス市保健福祉部障がい福祉課 TEL282-6197/FAX282-6095

3 アンケート調査の結果

令和2年度（2020年度）から始まる第4次障害者計画の策定にあたり、市内在住の障害のある方々の障害者施策に対する意向等を把握し、計画策定の資料とするため調査を実施しました。

①調査方法

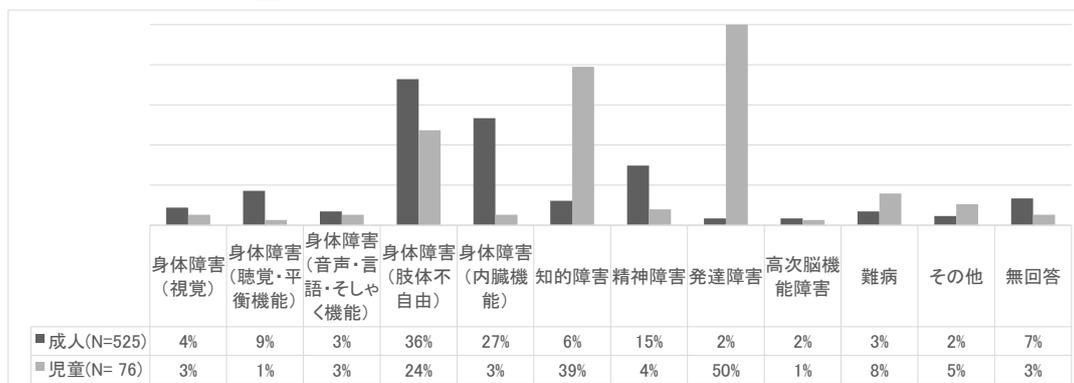
- ・基準日 平成31年2月1日現在
- ・調査対象 障害者手帳をお持ちか、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービス等を利用している市民1,200人
内訳) 18歳以上の方(成人) 1,000人
18歳未満の方(児童) 200人 (それぞれ無作為抽出)
- ・調査方法 郵送による配布・回収
- ・調査期間 平成31年2月1日～2月15日(15日間)
- ・回収率 50.1%(有効回答数601件)
- ・その他 業務の一部を以下の障害福祉サービス事業所に生産活動として委託しました。
 - ・調査票の封入封緘 みらいコンパニー(南アルプス市)
 - ・回答のデータ入力 ジリツアカデミー(甲府市)

②調査項目

- ・あなたについて
- ・生活について
- ・保健・医療について
- ・障害児への支援について
- ・働くことについて
- ・外出について
- ・情報・コミュニケーションについて
- ・地域との関わりについて
- ・差別や偏見について
- ・安全・安心について
- ・虐待防止・権利擁護について
- ・自由記述 (合計50項目)

③回答者の属性等(問1～4)

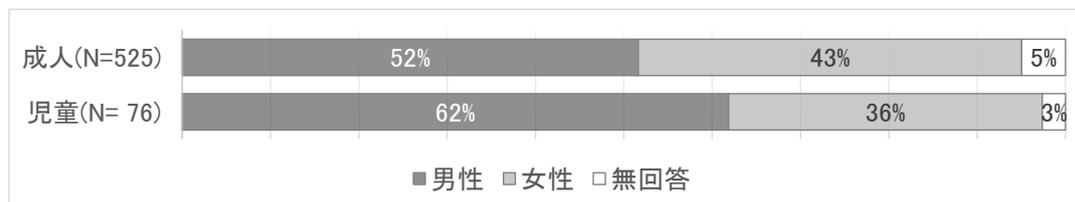
◆該当する障害などの種類(複数回答)



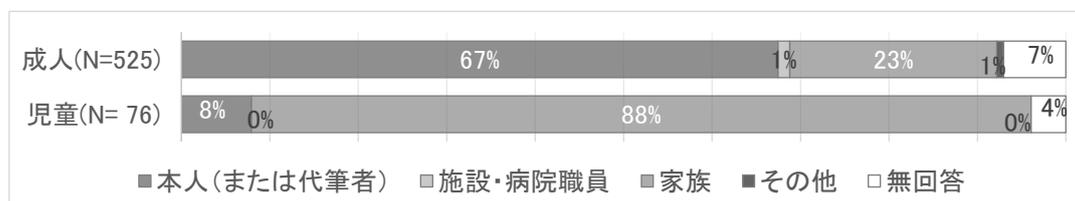
◆年齢（成人 N=525）	18～19歳	1%（5人）
	20～29歳	4%（20人）
	30～39歳	5%（25人）
	40～49歳	7%（35人）
	50～59歳	8%（44人）
	60～69歳	22%（115人）
	70～79歳	25%（129人）
	80～89歳	19%（99人）
	90歳以上	5%（26人）
	無回答	5%（27人）

◆年齢（児童 N=76）	0～5歳	26%（20人）
	6～10歳	25%（19人）
	11～15歳	28%（21人）
	15～17歳	14%（11人）
	無回答	7%（5人）

◆性別



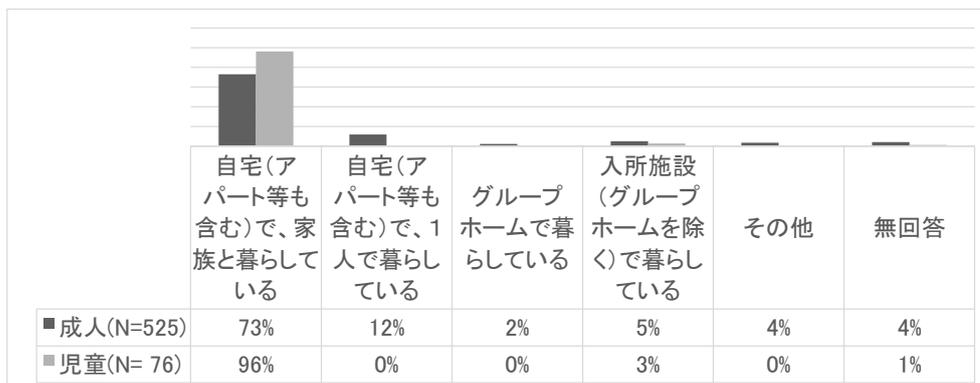
◆調査票に記入いただいた方



④回答の結果

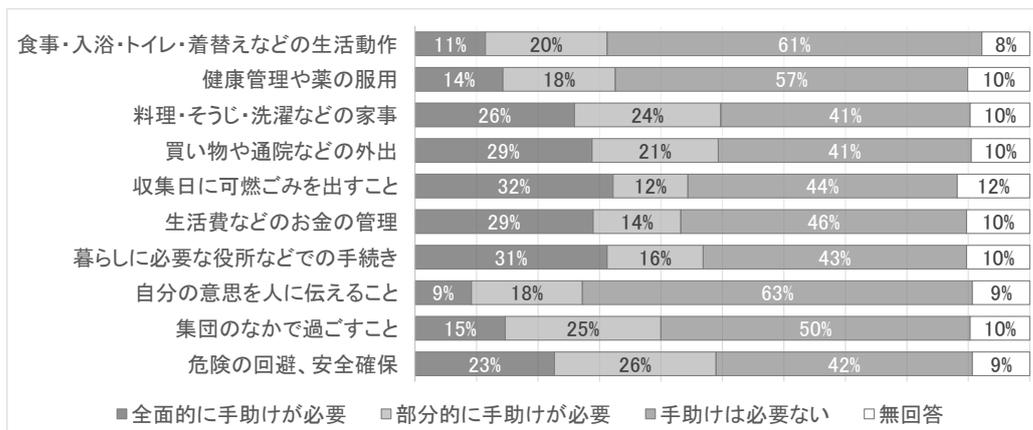
生活について

問5 あなたは現在、どのように生活していますか。

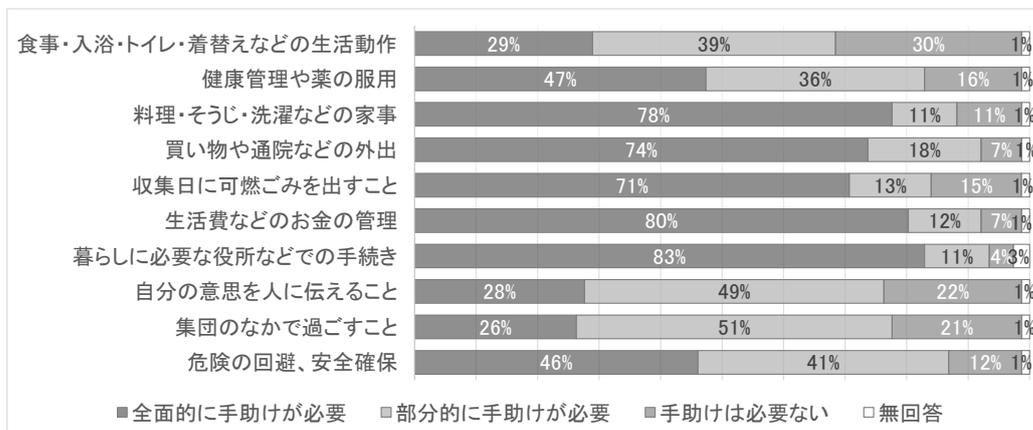


問6 今の生活の中で、次のことに誰かの手助け・介助が必要ですか。

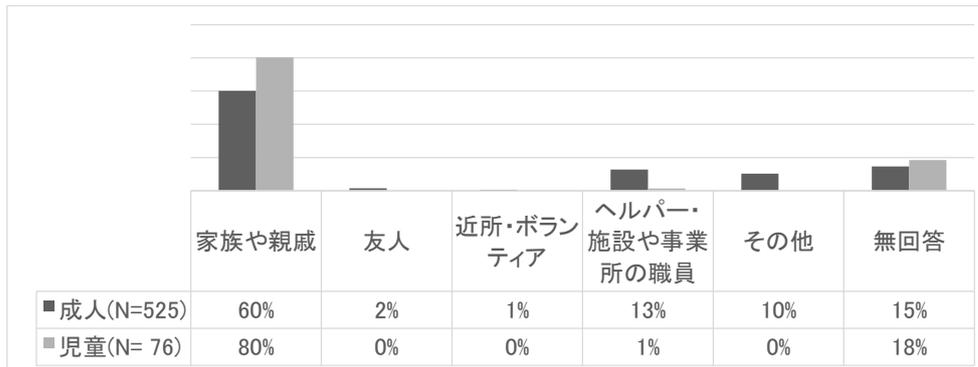
【成人 (N=525)】



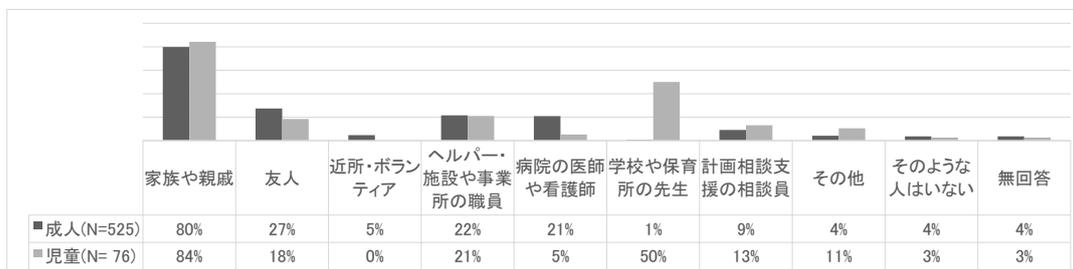
【児童 (N=76)】



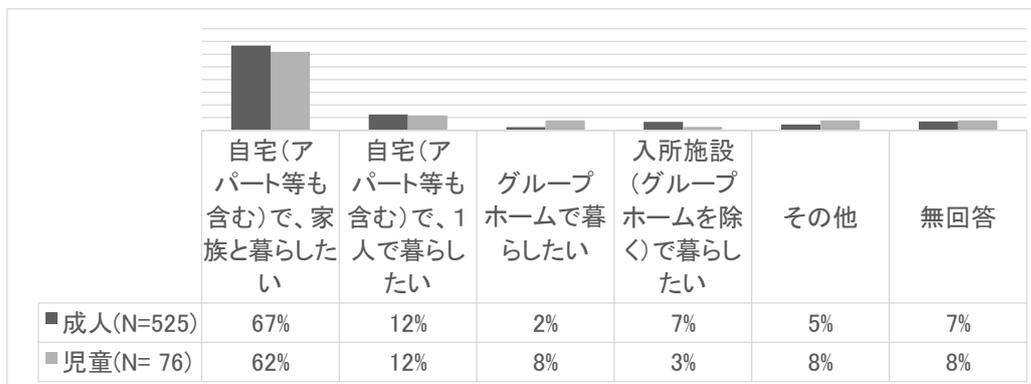
問7 今の生活の中で、主にどのような人の手助け・介助を受けていますか。



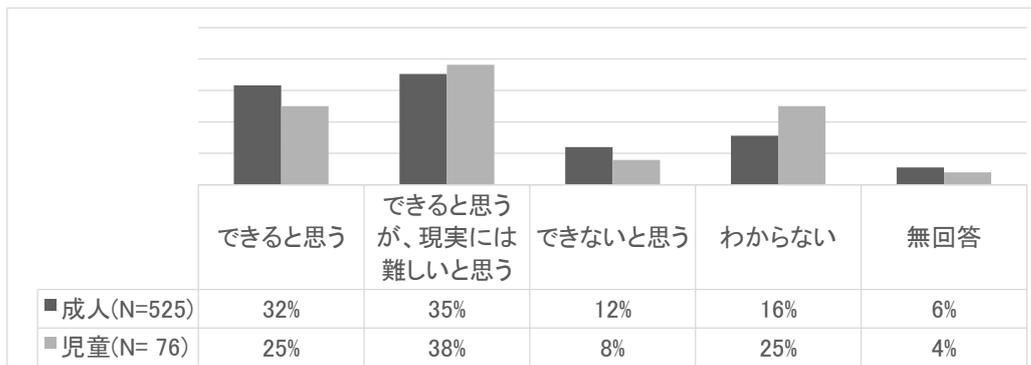
問8 あなたにとって、心配事や愚痴を聞いてくれる人はいますか。(複数回答)



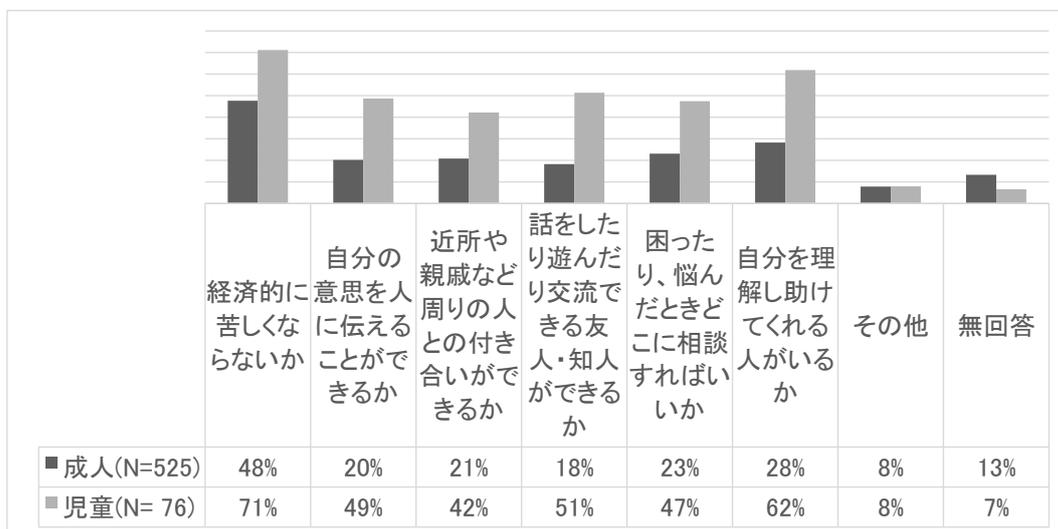
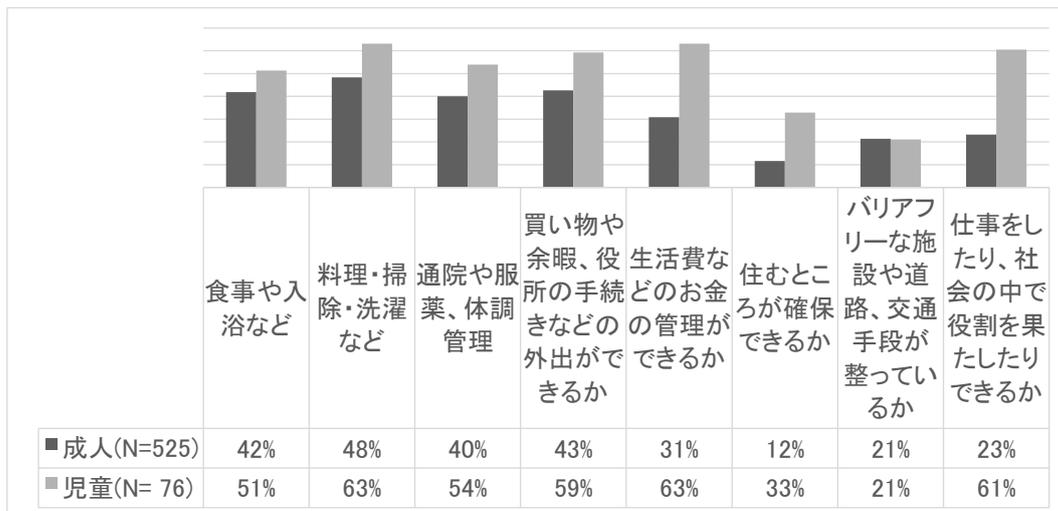
問9 あなたは将来、どのように生活していきたいと思いますか。



問10 重度の障害があっても、支援があれば地域(在宅)で暮らせるとおもいますか?

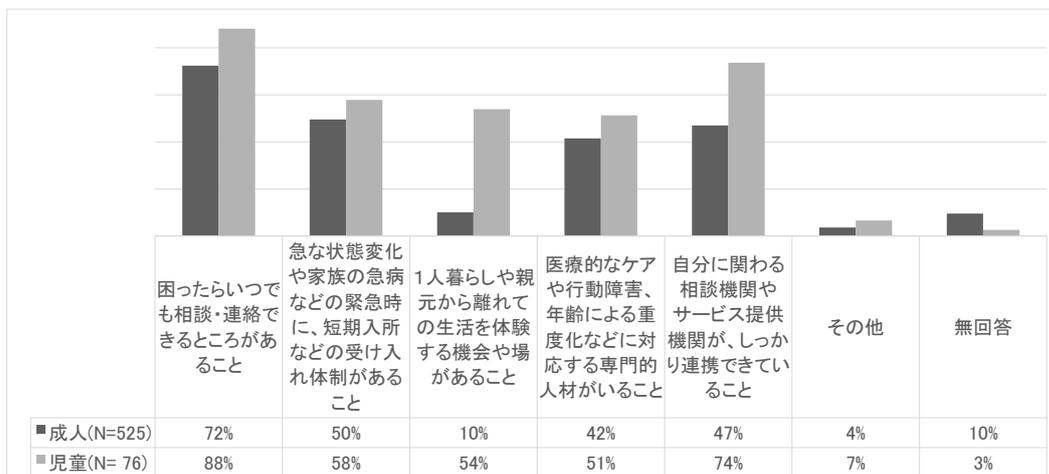


問 11 地域（在宅）で暮らすとしたら、不安なことは何ですか。（複数回答）



問 12 地域（在宅）で暮らしていくのに大切だと思うことは、次のうち何ですか。

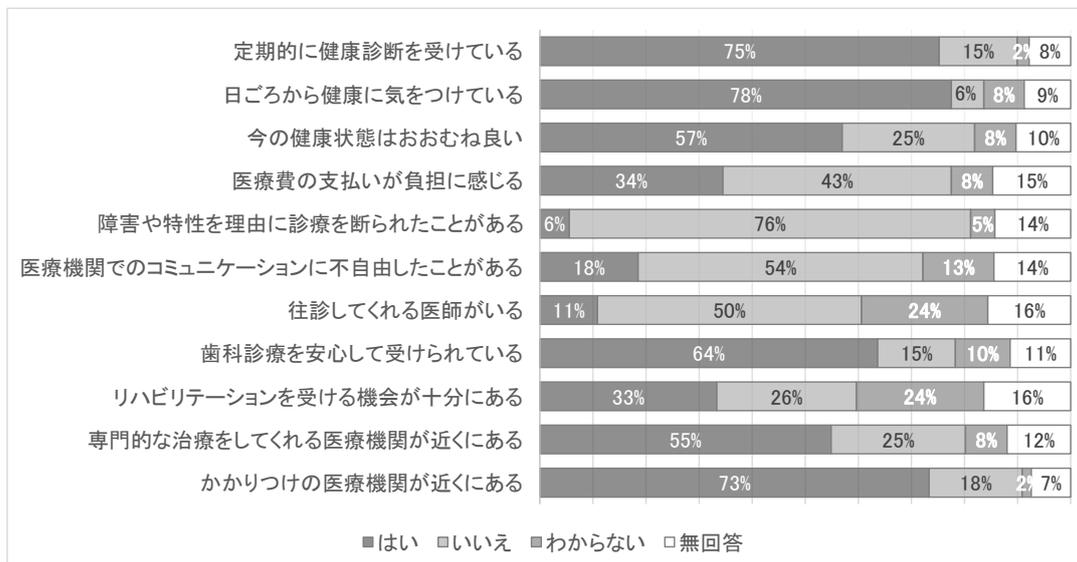
（複数回答）



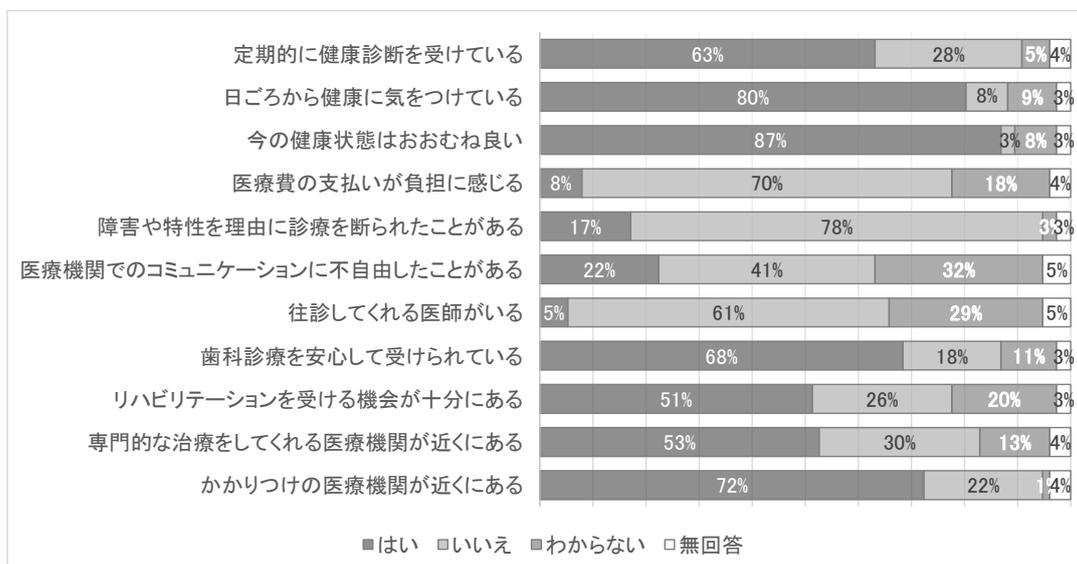
保健・医療について

問 13 あなたは、保健・医療について、次のことにあてはまりますか。

【成人 (N=525)】



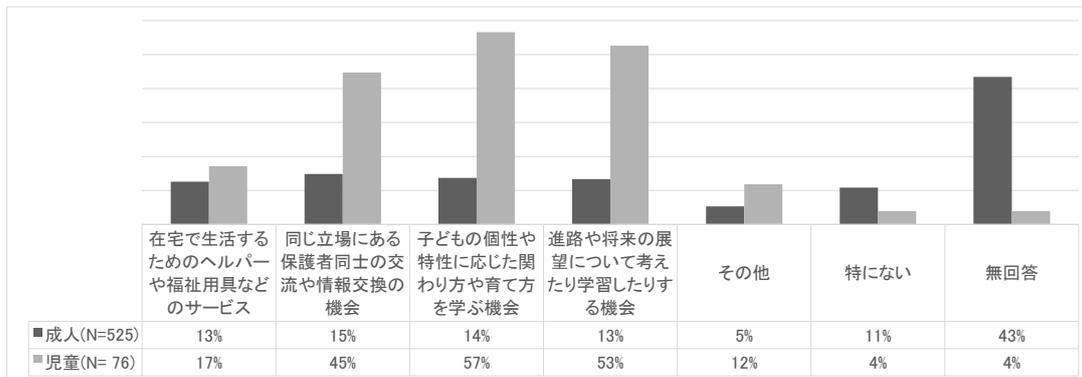
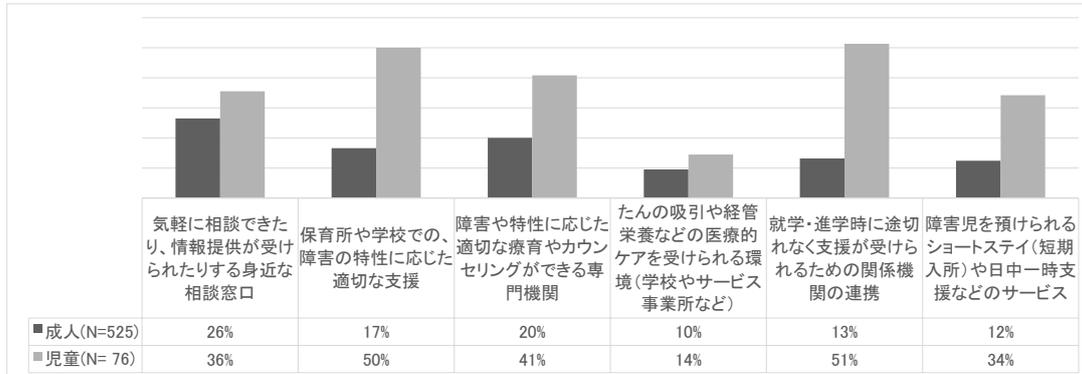
【児童 (N=76)】



障害児への支援について

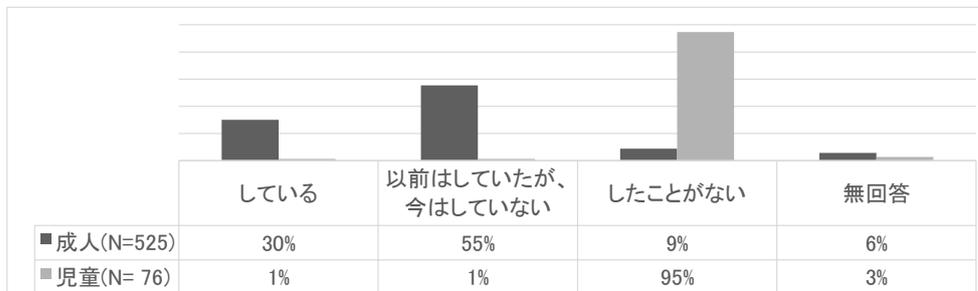
問 14 障害児やその親への支援について、不足していると思うことは何ですか。

(複数回答)



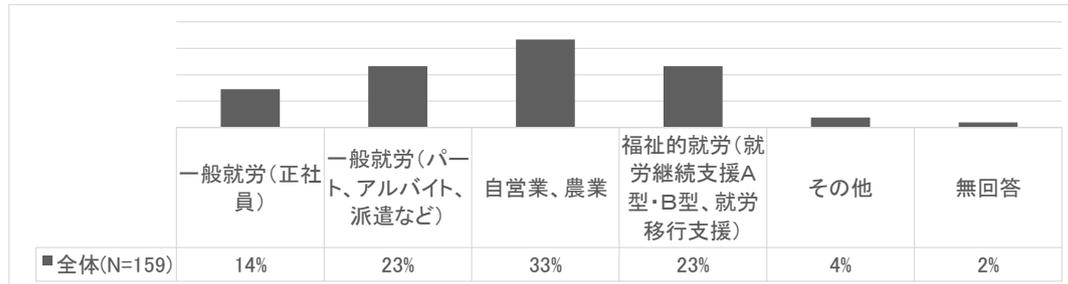
働くことについて

問 15 あなたは現在、仕事をしていますか。



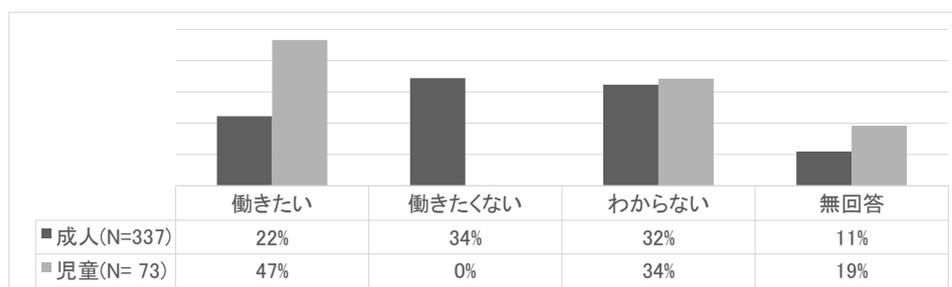
問 16 【現在仕事をしている方への質問です】

どんな形で仕事をしていますか。



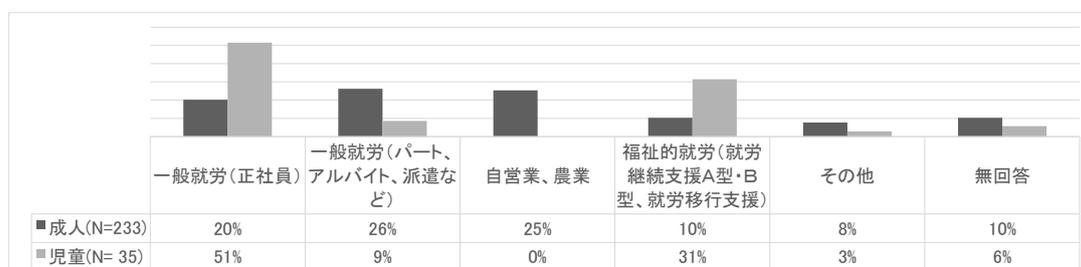
問 17 【現在仕事をしていない方への質問です】

今後、体調や環境などの条件が整えば、働きたいと思いますか。



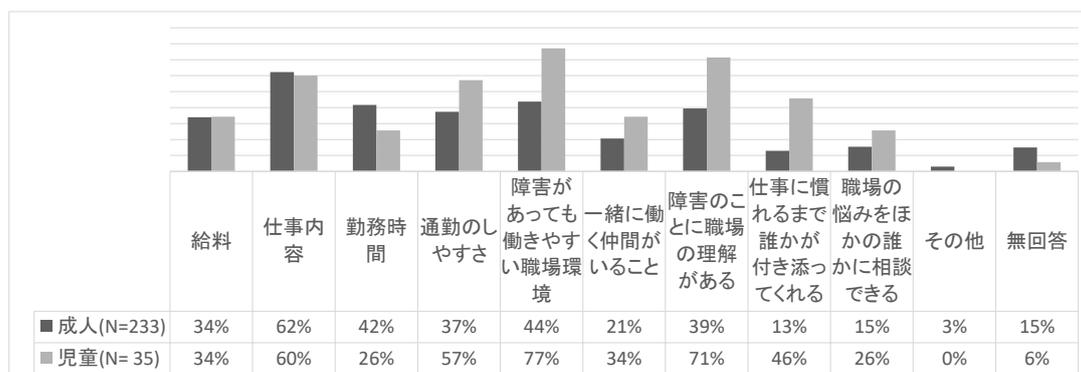
問 18 【現在仕事をしているまたは今後働きたい方への質問です】

あなたが最も希望する仕事のしかたは、どんな形ですか。

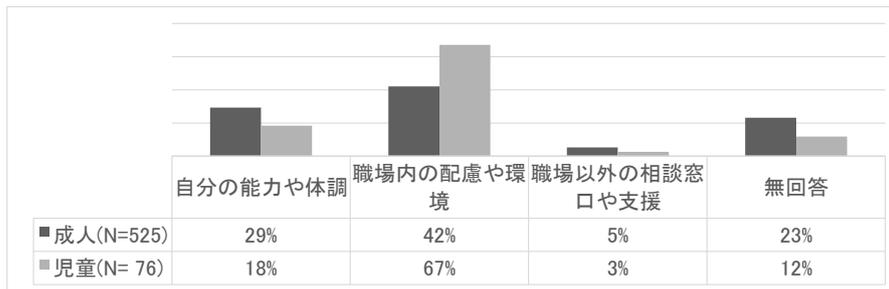


問 19 【現在仕事をしているまたは今後働きたい方への質問です】

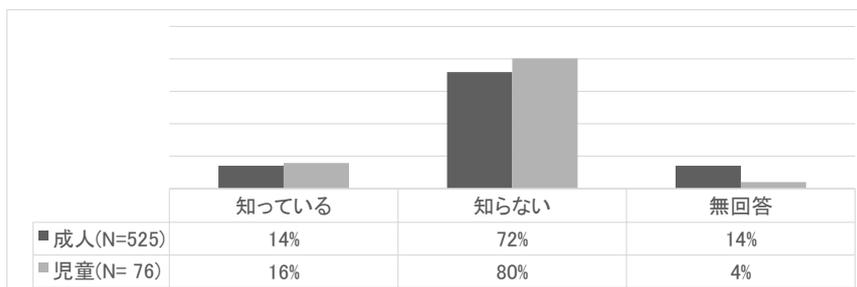
仕事を選ぶ上で重視することは何ですか。(複数回答)



問 20 障害者が働けるようになるために、一番大事なことは何だと思いますか。

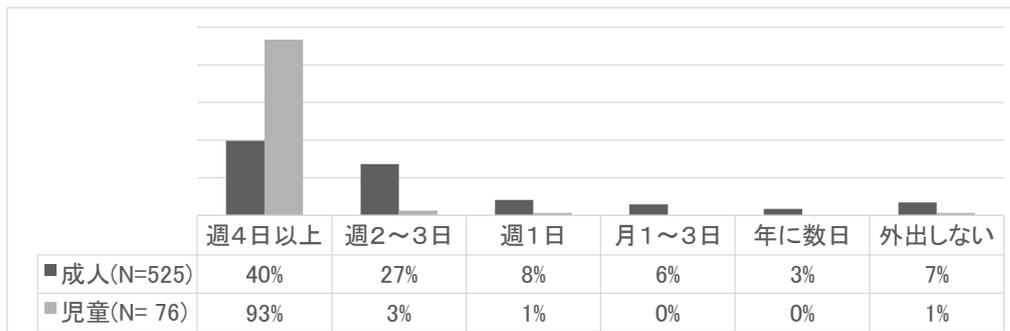


問 21 福祉と連携した職業紹介などを行うハローワークの窓口「福祉しごとサポート」が、市役所内にできたのを知っていますか。

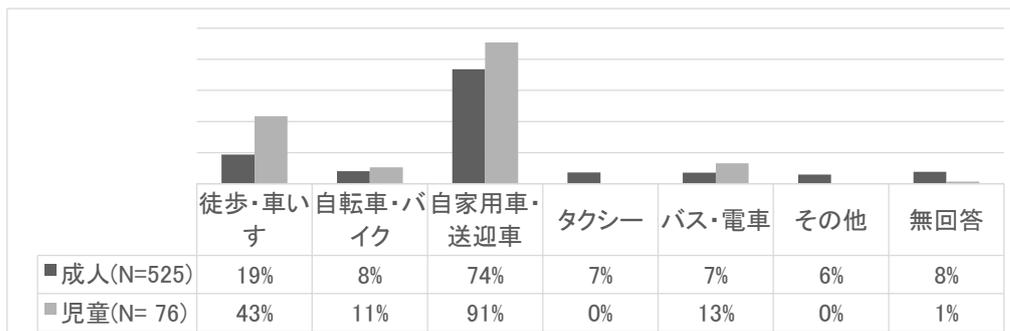


外出について

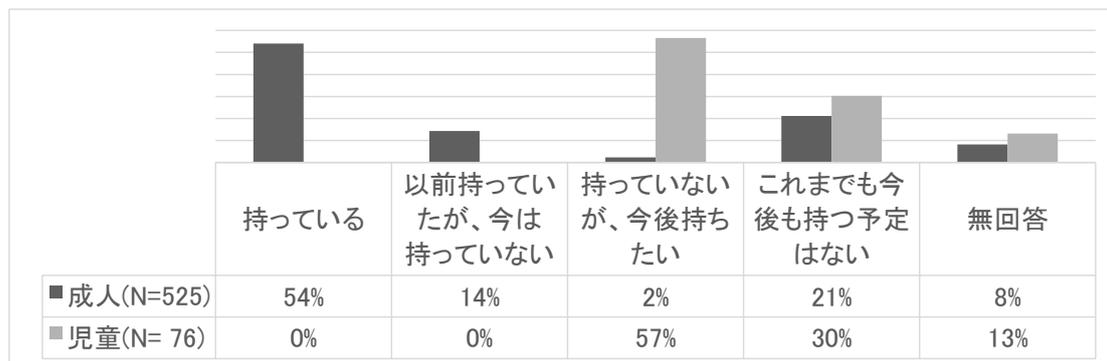
問 22 あなたは、仕事や学校などを含め、どのくらいの頻度で外出していますか。



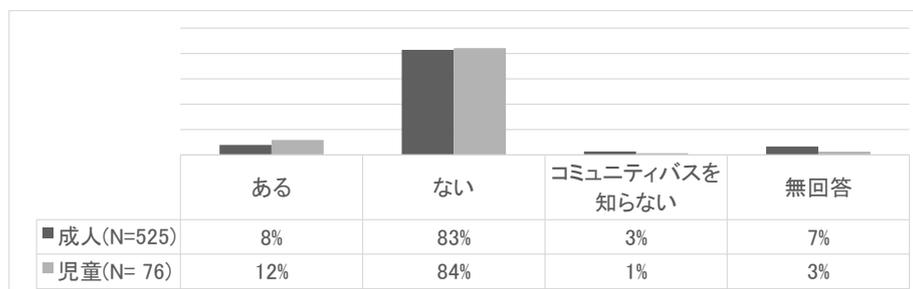
問 23 あなたが外出するときの手段は何ですか。(複数回答)



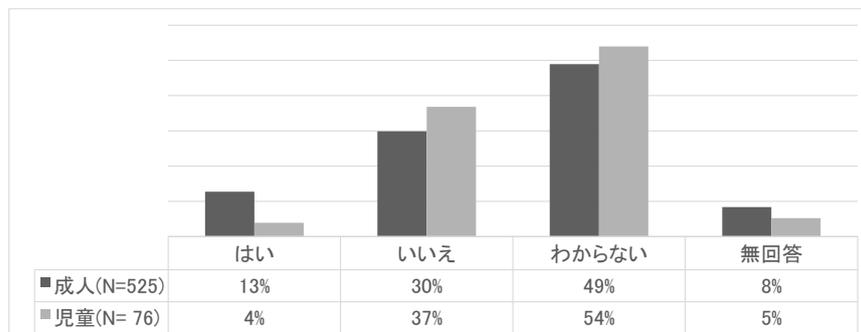
問 24 普通自動車免許を持っていますか。



問 25 南アルプス市のコミュニティバスを利用したことがありますか。

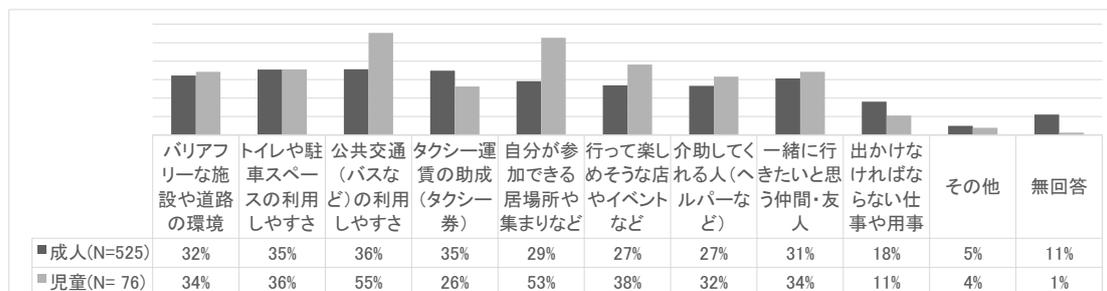


問 26 南アルプス市は、障害のある人が外出しやすい地域だと思いますか。



問 27 どのようなことがあれば、障害のある人の外出機会が増えると思いますか。

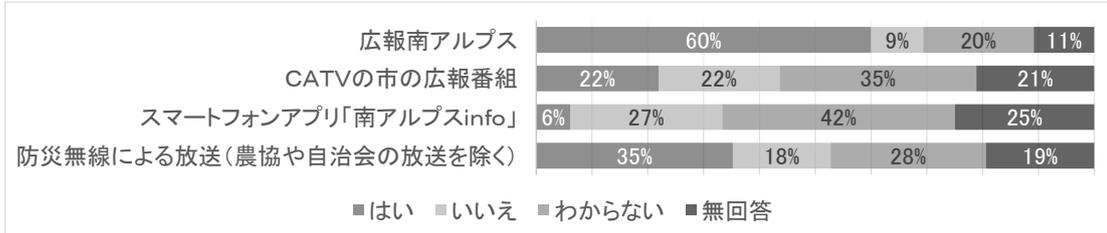
(複数回答)



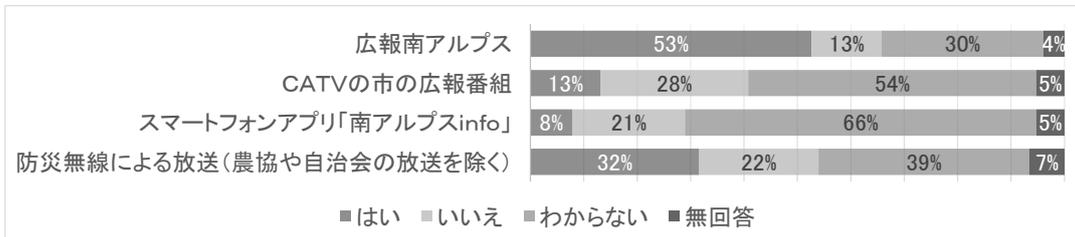
情報・コミュニケーションについて

問 28 市からの情報提供の手段は、役に立っていますか。

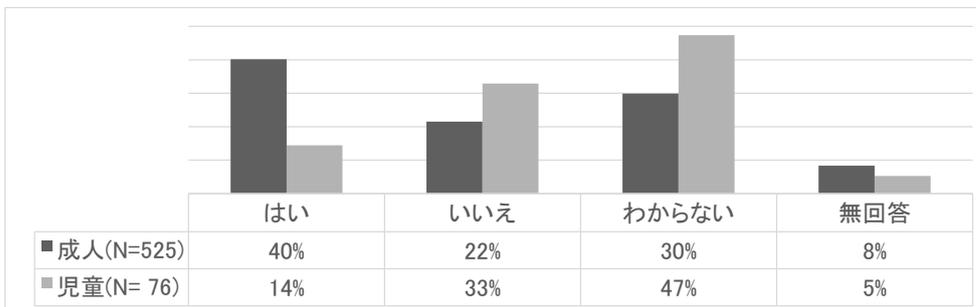
【成人 (N=525)】



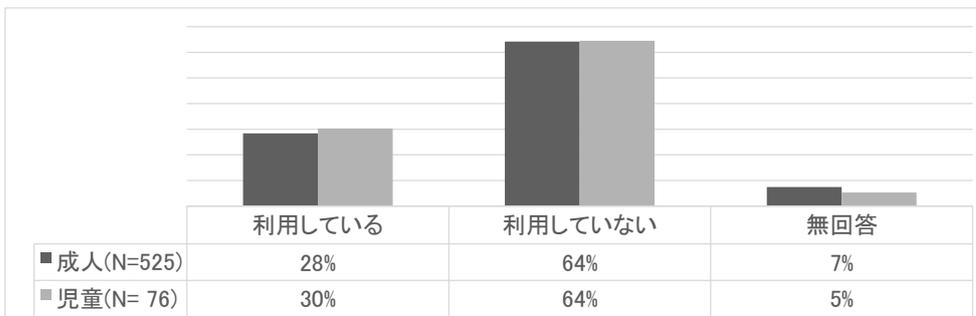
【児童 (N=76)】



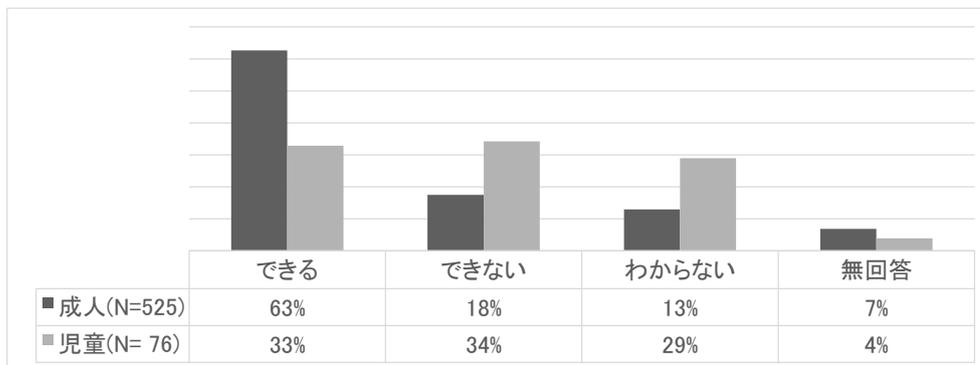
問 29 市からの通知文書や申請手続きは、障害のある人にやさしいと思いますか。



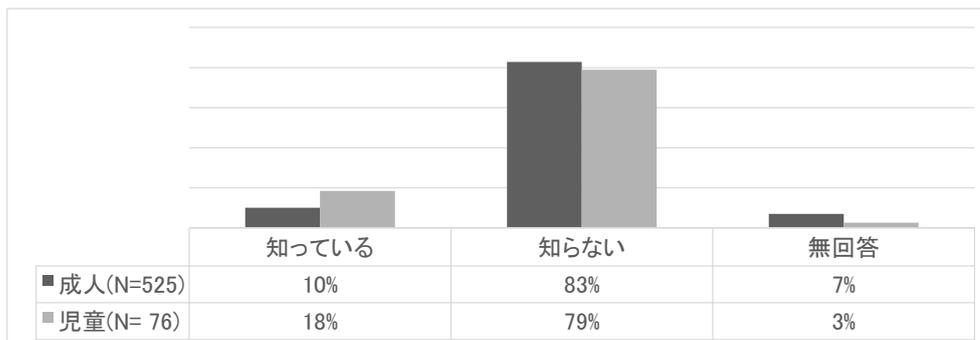
問 30 あなたは、パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器を利用していますか。



問 31 あなたは、何かあったとき、周囲の人に助けを求める（知らせる）ことができますか。機器や道具を使うことも含めます。

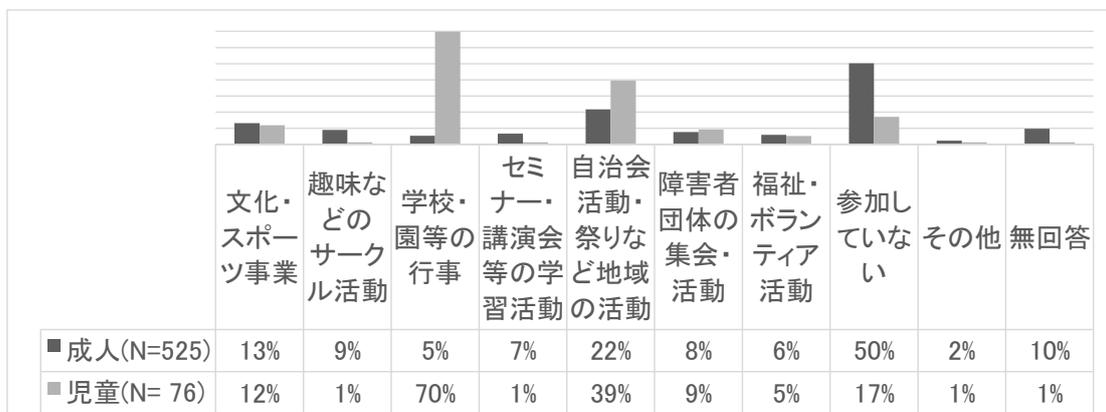


問 32 外出先などで困ったときに意思表示するための「ヘルプカード」を、市役所で配布しているのを知っていますか。



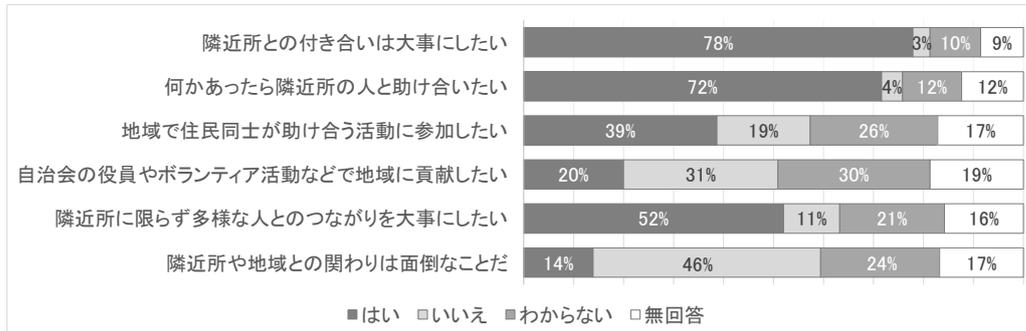
地域との関わりについて

問 33 最近1年間、あなたは、地域の行事や活動に参加しましたか。（複数回答）

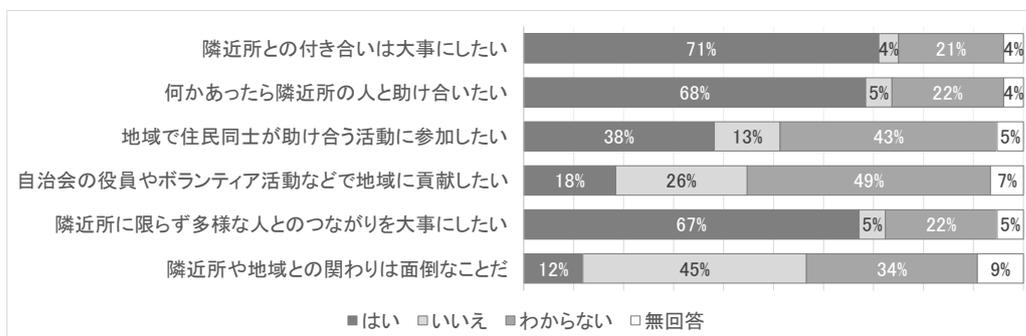


問 34 あなたは、地域との関わりに対してどのようにお考えですか。

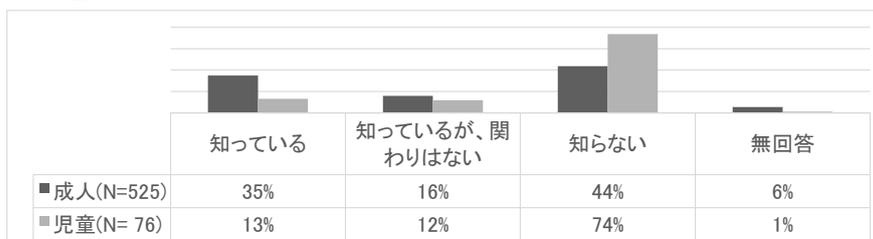
【成人 (N=525)】



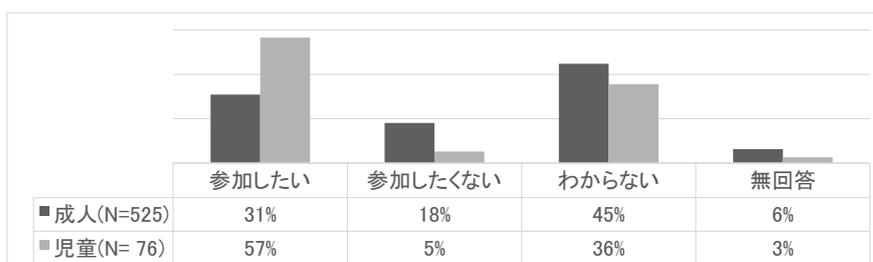
【児童 (N=76)】



問 35 民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、生活の困りごとの相談や支援、地域の助け合い活動を担うボランティアの役職です。あなたは、お住まいの地区の民生委員を知っていますか。

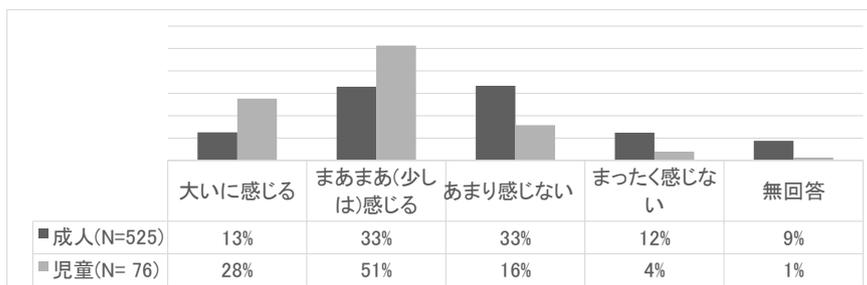


問 36 同じような障害のある人や、同世代の障害者同士の集いや交流の場があれば、参加したいと思いますか。

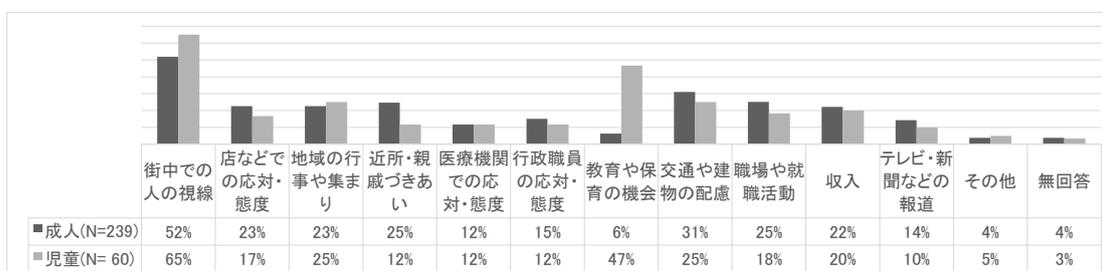


差別や偏見について

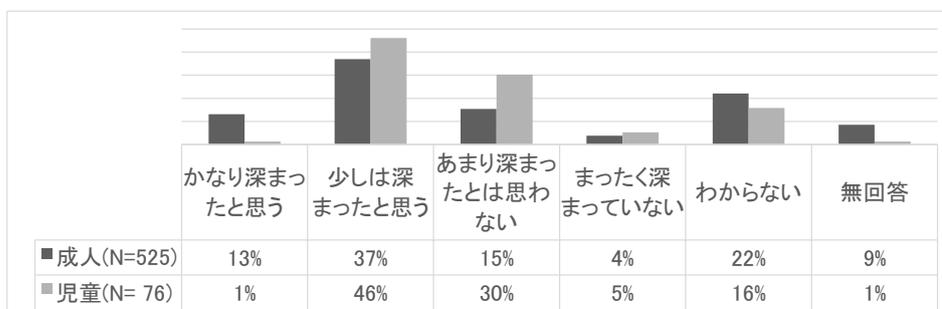
問 37 ふだんの暮らしの中で、障害のある人への差別や偏見があると感じますか。



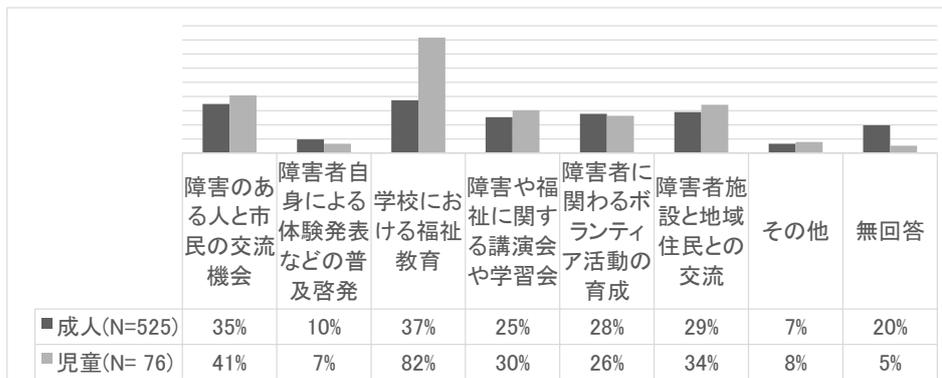
問 38 【問 37 で「大いに感じる」「まあまあ(少しは)感じる」を選んだ方への質問です】
差別や偏見を感じるのは、どのようなとき(ところ)ですか。(複数回答)



問 39 社会全体で、障害のある人への理解は、以前より深まったと感じますか。

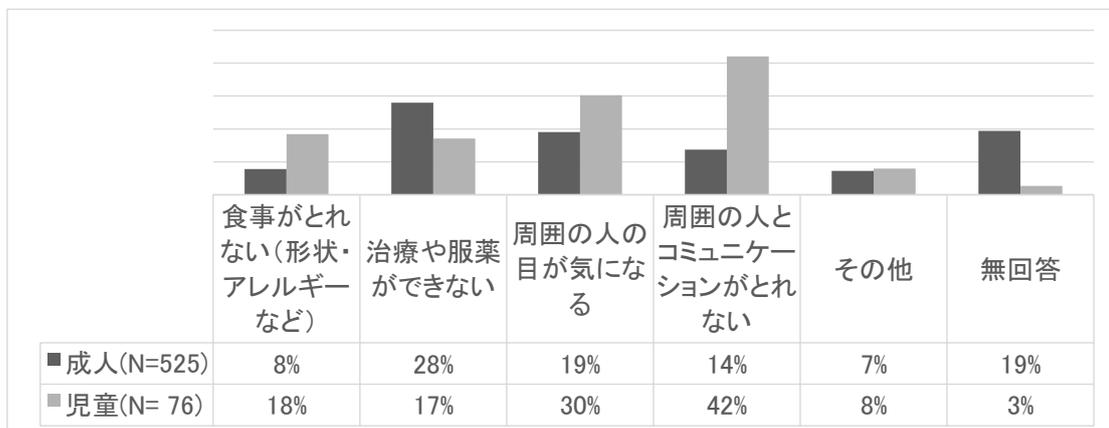
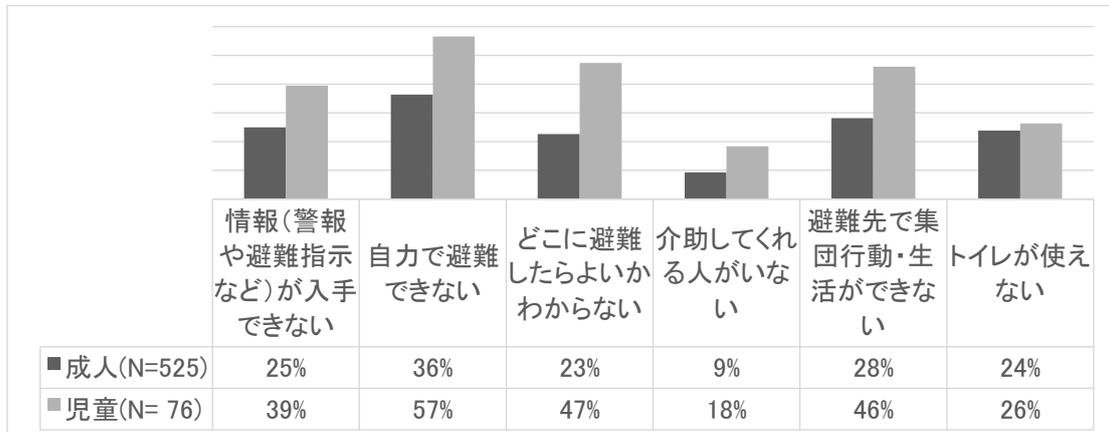


問 40 障害に対する市民の理解を深めるには何が必要だと思いますか。(複数回答)

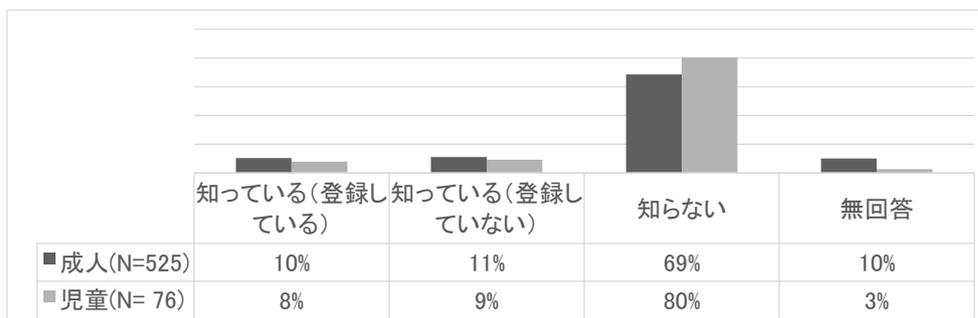


安全・安心について

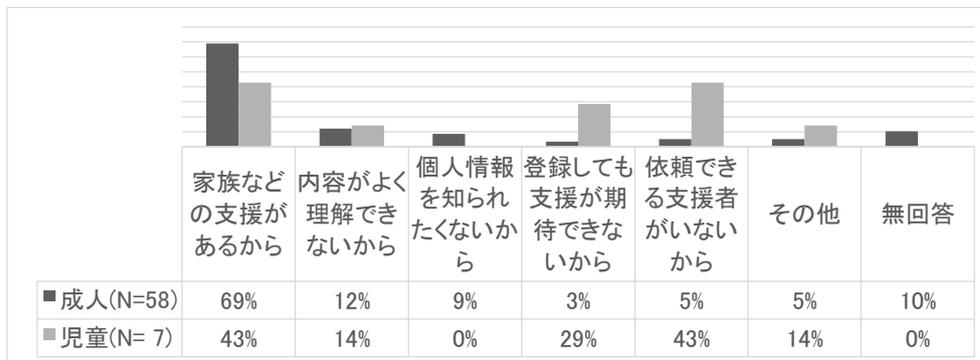
問 41 あなたが、災害時に困ると思われることはなんですか。(複数回答)



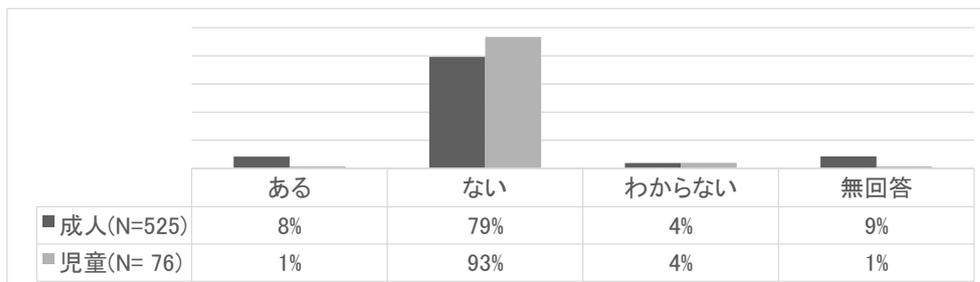
問 42 災害時に自力で避難できない人に、近隣住民による安否確認や避難支援を確保するため、民生委員を通じて市に登録できる「あったかカード」を知っていますか。



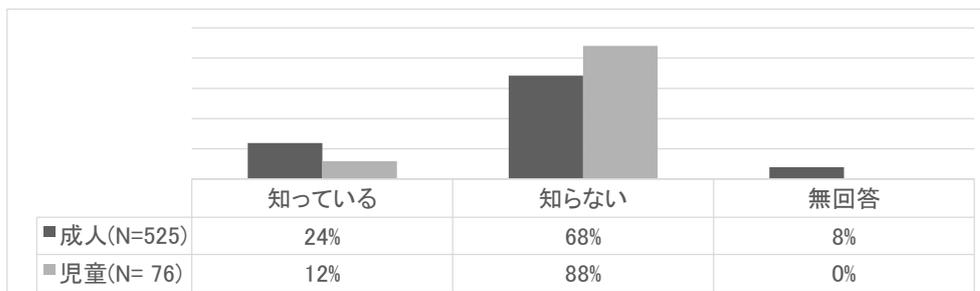
問 43 【問 42 で「知っているが、登録していない」を選んだ方への質問です】
登録していない理由は何ですか。（複数回答）



問 44 消費者トラブル（悪質商法、振込め詐欺等）に巻き込まれたことがありますか。

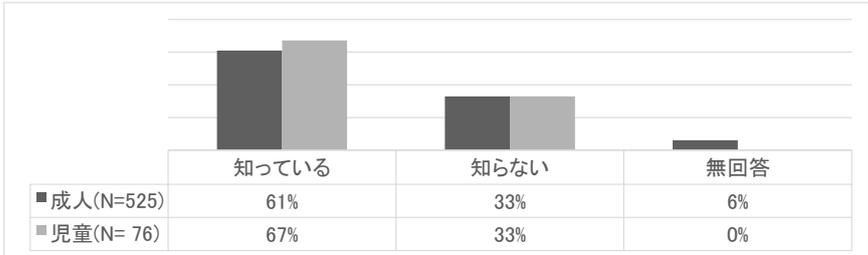


問 45 消費者被害についての相談窓口「南アルプス市消費生活センター」が、市役所内にあるのを知っていますか。

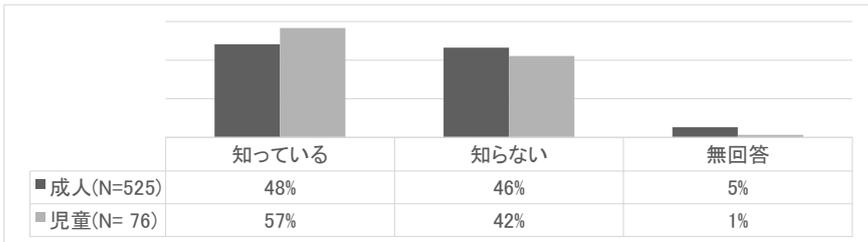


虐待防止・権利擁護について

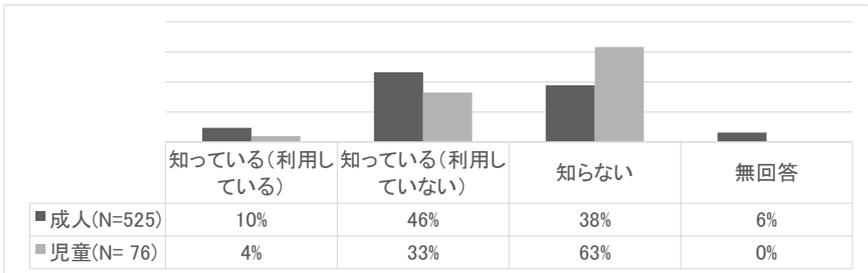
問 46 障害者への虐待（身体的、性的、心理的、放棄・放任、経済的）が権利侵害にあたることを知っていますか。



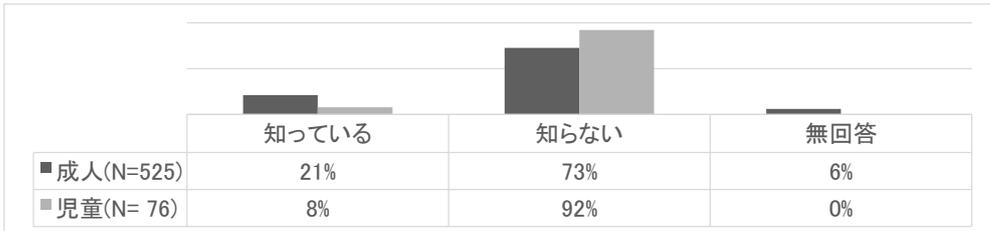
問 47 家庭や施設、職場での障害者への虐待を発見した場合、市や県に通報する義務があることを知っていますか。



問 48 成年後見制度を知っていますか。また、利用していますか。



問 49 成年後見制度について相談できる南アルプス市社会福祉協議会の窓口「南アルプス市成年後見センター」を知っていますか。



その他

問 50 その他、市の障害者施策への意見などがありましたら、自由にご記入ください。

◆全 137 件（成人 112、児童 25）のご意見をいただき、次のような内容に分類されました。

（1 件で複数にまたがるご意見もあるため、合計とは一致しません。）

- 支援制度・サービスやその情報提供・相談の充実 44 件（成人 33、児童 11）
「利用できるサービスをわかりやすく知りたい」「今のサービスは後退しないでほしい」「重度心身障害児（者）が安心して過ごせる場所がほしい」「わからなくて相談したのにつき離された言い方をされたことがある」など
- 雇用・就労、活躍や居場所、地域との関わり 23 件（成人 20、児童 3）
「正規社員として雇用してくれる会社が増えてほしい」「自分にプラスになるイベントや仕事をつくってもらい働きたい」「民生委員の名前は知っているが顔がわからない」「まわりの人が何かについて声かけしてほしい」など
- 手当・助成・年金・医療費無料化など経済的支援 21 件（成人 20、児童 1）
「医療費の支払いが負担になって生活がたいへん」「ガソリン代を回数に限らず補助してほしい」「障害者の手当を手厚くしてほしい」「障害年金をこれ以上減らさないでほしい」「就労継続支援 B 型だと賃金が安い」など
- 市の手続き・窓口対応 18 件（成人 14、児童 4）
「職員が知識がない。相談員さんの方が詳しい」「ケースバイケースの対応をして下さい」「手続きを簡略化してほしい」「様々な手続きで市役所に何度も行くのが負担」「その都度診断書をとるのを改善してほしい」など
- 差別解消・理解促進 17 件（成人 12、児童 5）
「障害があることで、やっぱり世間の視線は厳しい」「学校などで福祉に関する講演会や学習の場を増やしてほしい」「子どもの頃から障害者に対する理解を深めてほしい」「障害者ひとりひとりの事を考えて欲しい」など
- 障害者の生きづらさや将来の不安 15 件（成人 12、児童 3）
「見た目にはわからない障害だが、苦しんでいる」「体調に不安が起きた時どこへ連絡するか、夜間は特に不安」「毎日 1 時間のケアがあるため自分の 1 日は 23 時間」「今は家族が見てくれるが先のことはわからないので不安」など
- バリアフリー・移動・外出・交通手段 9 件（成人 5、児童 4）
「障害者スペースの駐車場に健常者が停めている」「家族以外の移動手段がなく、やりたい仕事が出来ない」「小中学校設備のバリアフリー化を」「土日の移動支援に対応してほしい」「トイレ、食事などのマップがほしい」など
- 福祉・保健・教育の専門性向上、専門機関の充実 7 件（成人 2、児童 5）
「市職員が専門知識を身につけてほしい」「学校に専門知識がないのは仕方がないが外部と連携してほしい」「発達障害児を診察してくれる医療機関や療育の施設がなく悩む」など
- 防災 6 件（成人 4、児童 2）
「あったかカードに登録して実際どのように安否確認や避難支援をしてくれるのか」「防災訓練に災害弱者が出ていないので不安」「自分だけで子どもの避難ができるか。避難しても集団の中にいられないことも不安」など
- 虐待防止・権利擁護 6 件（成人 5、児童 1）
「後見人に高い報酬が必要と聞いた。それでは生活できない」「知的障害の人は嫌な事を言われたりひどいことをされても、助けを求めるのが難しい」「施設に抜き打ちで調査や検査が必要。利用者全員に話を聞くことも大切」など
- その他（調査票自体へのご意見含む） 17 件（成人 14、児童 3）

4 南アルプス市障害者施策推進協議会名簿

氏名	所属等	備考
相澤 正仁	山梨県中北保健福祉事務所峡北支所 次長	
栗原 和政	甲府公共職業安定所 所長	
戸澤 英子	南アルプス市民生委員児童委員協議会 副会長	
伊藤 千晶	社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会 地域福祉課長	
上田 譲二	特定医療法人南山会 峡西病院 コメディカル部マネージャー	副会長
柳澤 縁	山梨県立わかば支援学校 校長	
飯室 正明	社会福祉法人三井福祉会 あんだんて 山梨県相談支援体制整備事業 中北圏域マネージャー	
甘利 紘	南アルプス市障害者福祉会 副会長	
榊原佳美子	南アルプス市視覚障害者福祉会 事務局長	
井上美和子	南アルプス市聴覚障害者協会 会員	
川野みどり	中巨摩心身障害児（者）父母の会 監事	
半田加菜子	彩の会-Sai コミュニティ- 代表	
中込理恵子	南ぷすねっと保護者のつどい	
大塩美千子	特定非営利活動法人ほほえみの会 副理事長	
塩澤 一夫	社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会 県立育精福祉センター成人寮 施設長	会長
久保志津子	特定医療法人南山会 地域活動支援センターきがる館 館長、きづな 管理者	
横内 幹	社会福祉法人さかき会 みらいコンパニー 所長	
松田 敬人	社会福祉法人青い樹の会 ワークハウスみどりの家 施設長	
久保川 忠	特定非営利活動法人ジョブクリエイター 理事長 ジョブスペースかけはし	
望月 和夫	社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会 山梨県立梨の実寮 施設長	



南アルプス ユネスコエコパーク

南アルプス市は、自然と共生した
まちづくりを進めています。

第4次南アルプス市障害者計画

令和2年3月

発行／南アルプス市 保健福祉部 障がい福祉課

〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376

電話 055-282-6197（直通） ／ FAX 055-282-6095